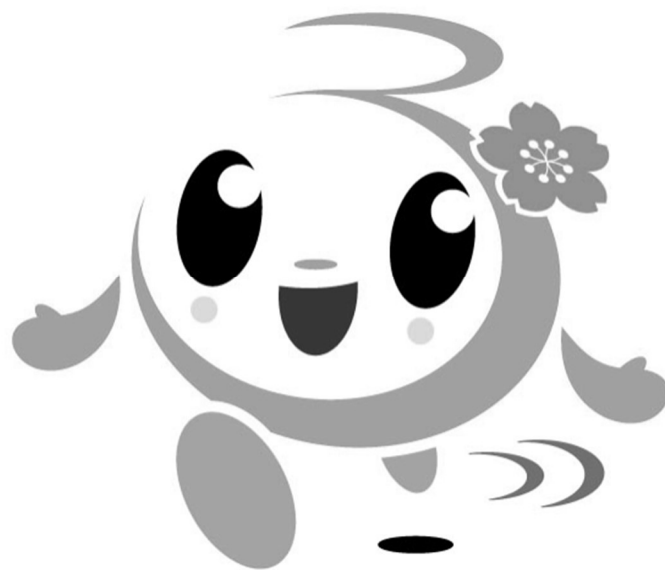


いきいきふつつ障がい者プラン

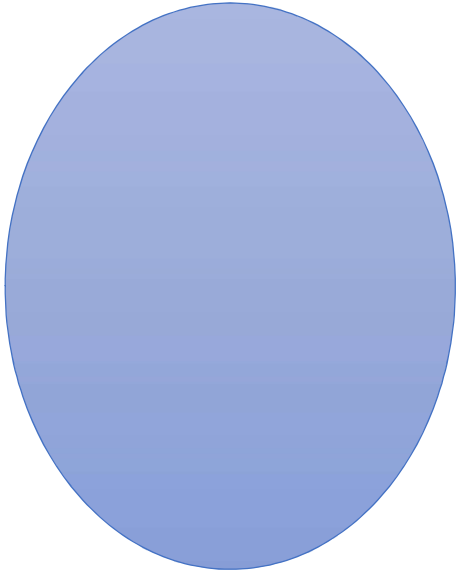
第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（素案）

【令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）】



富津市

令和3年3月



市長あいさつ

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画の策定体制と策定方法.....	4
(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議	4
(2) 「いきいきふっつ障害者プラン検討委員会」(庁内)による検討	4
(3) 障がいのある人へのアンケート調査の実施	5
(4) 関係者へのヒアリング調査の実施.....	6
(5) パブリックコメント.....	6
第2章 富津市の障がい福祉を巡る現状	7
1. 障がい者人口等の概況	7
(1) 総人口の推移	7
(2) 障がい者手帳所持者数の状況	7
(3) 医療費受給者証所持者数の概況.....	11
(4) 障がい児の状況	11
(5) 障害支援区分認定者の状況	12
2. アンケート調査結果からみた障害福祉サービス・障害児福祉サービスの課題.....	14
第3章 基本理念と施策体系.....	27
1. 基本理念	27
2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進.....	27
3. 施策の体系.....	29
第4章 施策の展開	31
1. 成果目標と活動指標	31
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	34
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	34
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	36
(6) 相談支援体制の充実・強化等(新規目標)	38
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築(新規目標)	38

2. 重点施策	40
(1) 居宅サービスの体制整備	40
(2) チャレンジドオフィスの調査研究	40
(3) 本人の視点を重視した支援の展開（自発的活動支援事業）	41
(4) 相談支援体制の強化による引きこもりへの対策	41
(5) 理解促進研修・啓発事業の強化	42
3. 障害福祉サービスの今後の見込みと展開方策	43
(1) 訪問系サービス	43
(2) 日中活動系サービス	45
(3) 居住系サービス	49
(4) 計画相談支援・地域相談支援	50
(5) 障がい児通所支援、障がい児相談支援	52
4. 地域生活支援事業の今後の見込みと展開方策	55
(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	55
(2) 相談支援事業	56
(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	57
(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	58
(5) 日常生活用具給付等事業	60
(6) 移動支援事業	61
(7) 地域活動支援センター事業	62
(8) 任意事業	63
第5章 計画の推進体制と進行管理	66
1. 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進	66
2. 庁内関係部署の連携強化	67
3. 国や県、君津地域4市との連携	67
4. 計画の達成状況の点検及び評価	67

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

社会の多様化が進む中、「障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」といったノーマライゼーションの考え方が社会に浸透するとともに、わが国における障がい福祉政策は大きく発展してきました。さらに、近年では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」（厚生労働省）という地域共生社会を構築するとの理念の下、障がい福祉のあり方もまた一歩進化を遂げようとしています。

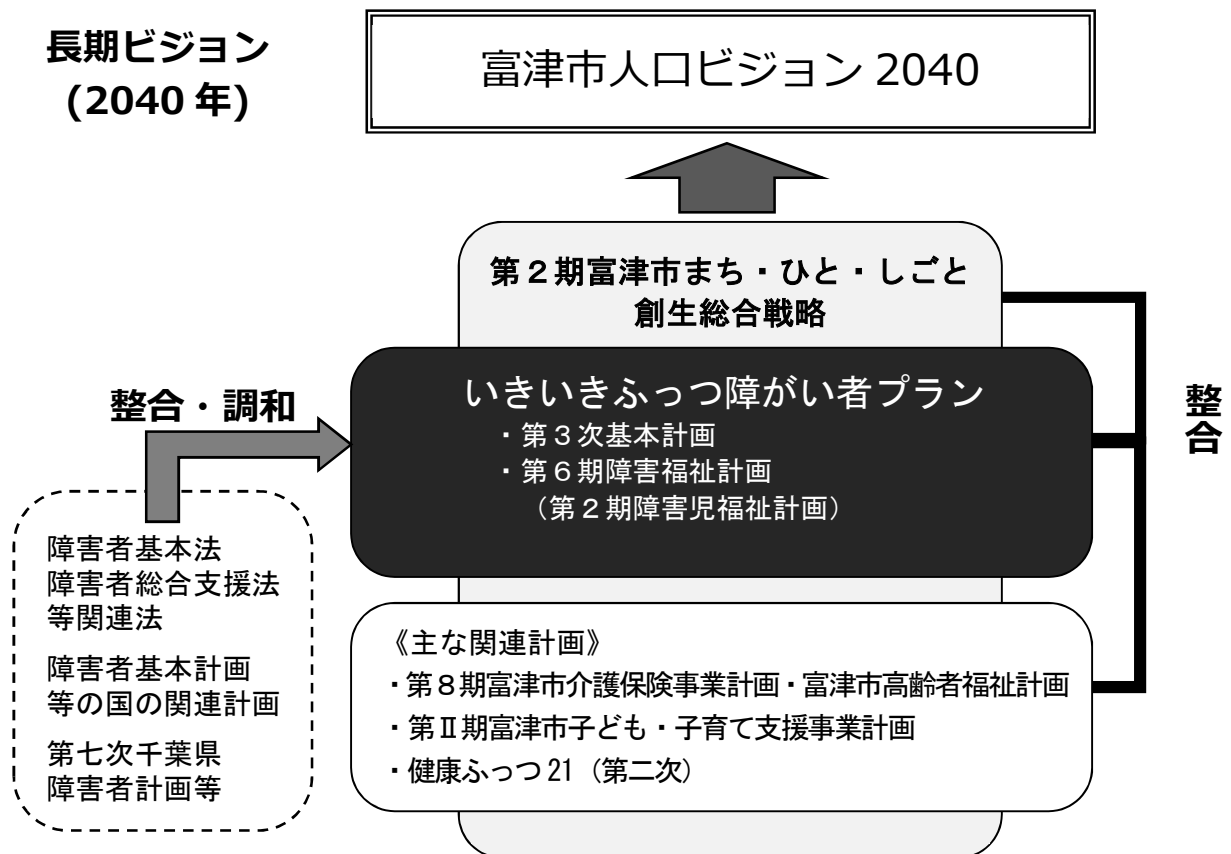
本市では、平成12年（2000年）3月に「ふれあいふっつ障害者プラン」を策定し、障がいのある人が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んできました。また、平成18年度（2006年度）に施行された障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づき、平成19年（2007年）3月にはふれあいふっつ障害者プランを発展させた「いきいきふっつ障害福祉プラン」（第1期障害福祉計画）を策定し、同法に基づく新体系サービスへの移行を促進しながら新たな制度の普及に取り組み、以降、社会の状況や法改正、障がいのある人のニーズの変化等に対応するために、定期的に計画を見直しながら、障がい福祉行政の充実に努めてきました。

「いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」（以下、「いきいきふっつ障がい者プラン」といいます。）は、「いきいきふっつ障害者プラン第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」（以下、「前期計画」といいます。）の計画期間の終了に伴い、その成果をさらに発展・深化させるために策定するものです。前期計画の取り組みや実績を評価・検証し、また、国の動向や地域共生社会の実現を見据え、令和5年度（2023年度）までの取り組むべき施策や目標を定めるとともに、将来の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保・整備のために、各年度の障害福祉サービス・障害児福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量などを推計しています。

2. 計画の位置づけ

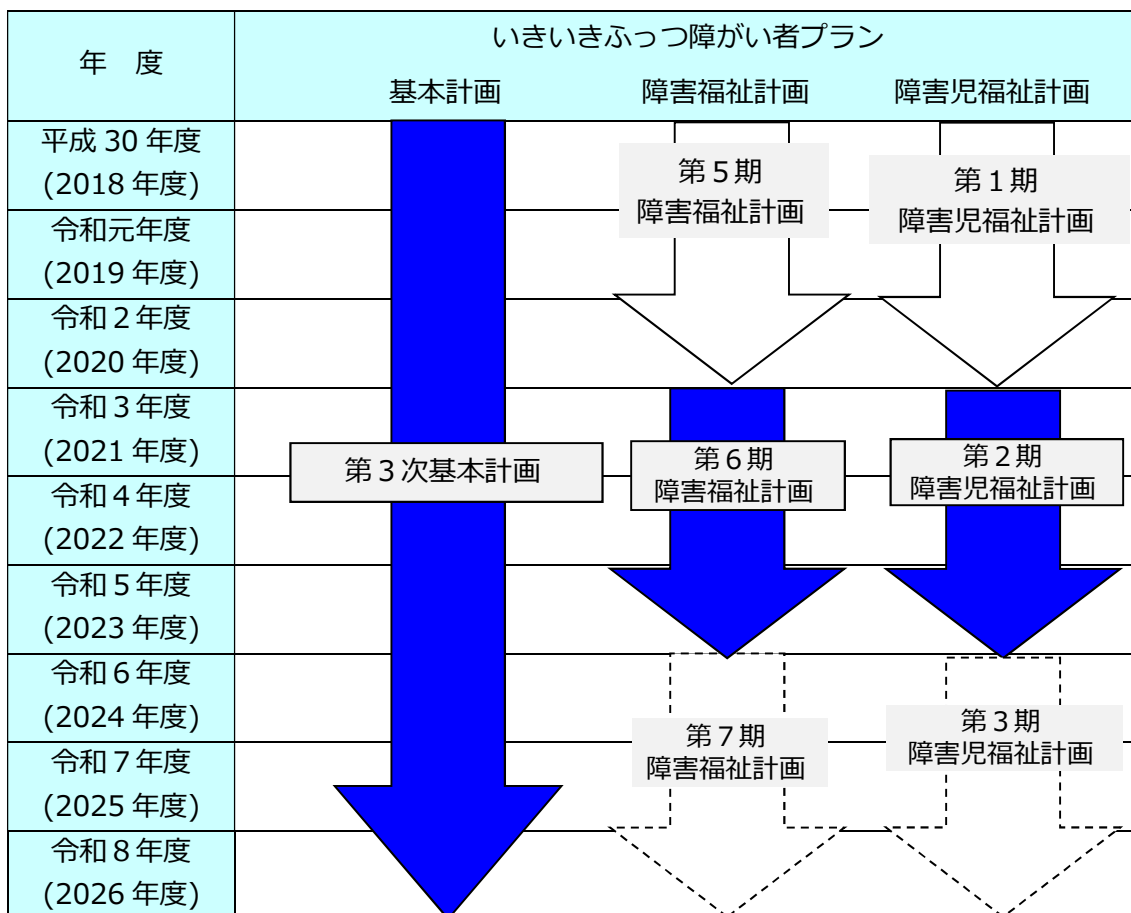
いきいきふっつ障がい者プランは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、いきいきふっつ障がい者プラン第 3 次基本計画に基づき、国の障害者基本計画や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）を踏まえるとともに、本市における 2040 年までの目指すべき将来の方向を示す「富津市人口ビジョン 2040」や「第 2 期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画やいきいきふっつ障がい者プランと並行して策定が進められた第七次千葉県障害者計画及び第 8 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画等、他の関連する計画と整合を図りながら策定しています。



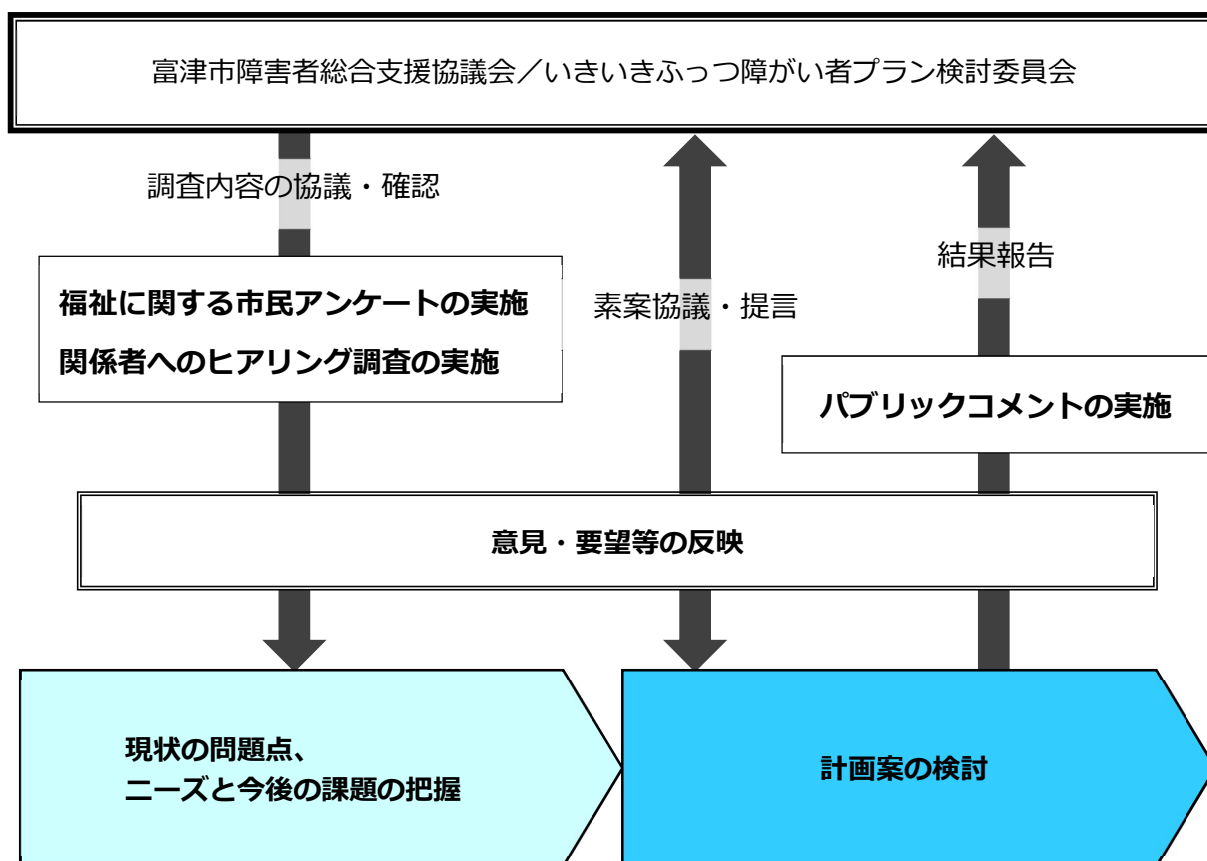
3. 計画期間

いきいきふっつ障がい者プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。計画期間中においても国の制度改正があった場合や、社会情勢の大きな変化等がみられる場合には適宜見直しを行うこととします。



4. 計画の策定の体制と方法

いきいきふっつ障がい者プランの策定に当たっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がいのある人やその家族をはじめ、広く市民各層及び障害福祉・障害児福祉サービス事業者等、関係各方面の意見の反映に努めるため、以下のような市民・関係者参画の手法を取り入れました。



(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議

障がい者団体関係者や保健・医療・福祉等、関連各分野の関係者、学識経験者などで構成される「富津市障害者総合支援協議会」において協議を行いました。

(2) 「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」(庁内)による検討

庁内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」を設置し、施策の調整、計画案等の検討を行いました。

(3) 障がいのある人へのアンケート調査の実施

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある人を対象として「福祉に関するアンケート調査」を実施し、その結果をいきいきふっつ障がい者プランに反映させました。アンケートの概要は次のとおりです。

①調査対象

「身体障害者手帳の所持者」、「療育手帳の所持者」、「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給認定受給者証所持者（以下、「精神障害者保健福祉手帳等所持者」といいます。）」の中から、無作為に抽出した市民、合計 1,500 人を調査対象に選びました。内訳は、身体障害者手帳所持者 800 人、療育手帳所持者 300 人、精神障害者保健福祉手帳等所持者 400 人となっています。

②調査方法と調査期間

アンケート調査は、郵送による配布・回収により実施しています。調査期間は、令和 2 年（2020 年）8 月 6 日～8 月 23 日までの 18 日間です。

③回収結果

アンケートの回答者数は合計 837 人で、回収率は 55.8%となっています。また、内訳は以下の通りとなっています。

	発送数	回収数	回収率
身体障害者手帳の所持者	800 人	473 人	59.1%
療育手帳の所持者	300 人	169 人	56.3%
精神障害者保健福祉手帳等の所持者	400 人	195 人	48.8%
合計	1,500 人	837 人	55.8%

(4) 関係者へのヒアリング調査の実施

障害福祉サービス事業者等の関係者に対して、サービスや取り組みの現状や課題、前期計画の評価、及びいきいきふっつ障がい者プランへの要望等に関してヒアリング調査を実施し、その意見や提案内容をいきいきふっつ障がい者プランに反映させました。ヒアリング先は次の9件です。

ヒアリング先一覧

- メディカルシェアハウス・居宅介護事業者
- 生活介護・就労継続支援B型・グループホーム事業者
- 就労継続支援B型施設事業者
- 就労継続支援B型施設・相談支援事業者
- 入所施設事業者
- 児童発達支援・放課後デイサービス事業者
- 児童発達支援事業者
- 一般相談支援事業者
- 富津市教育部学校教育課

(5) パブリックコメント

計画への意見を広く一般から募るため、計画案がまとまった段階でパブリックコメントを実施し、市民からの意見を適宜、いきいきふっつ障がい者プランに反映させました。パブリックコメントの実施期間は、令和3年（2021年）1月●日～1月●日までです。この間、市民から●件の意見が寄せられました。

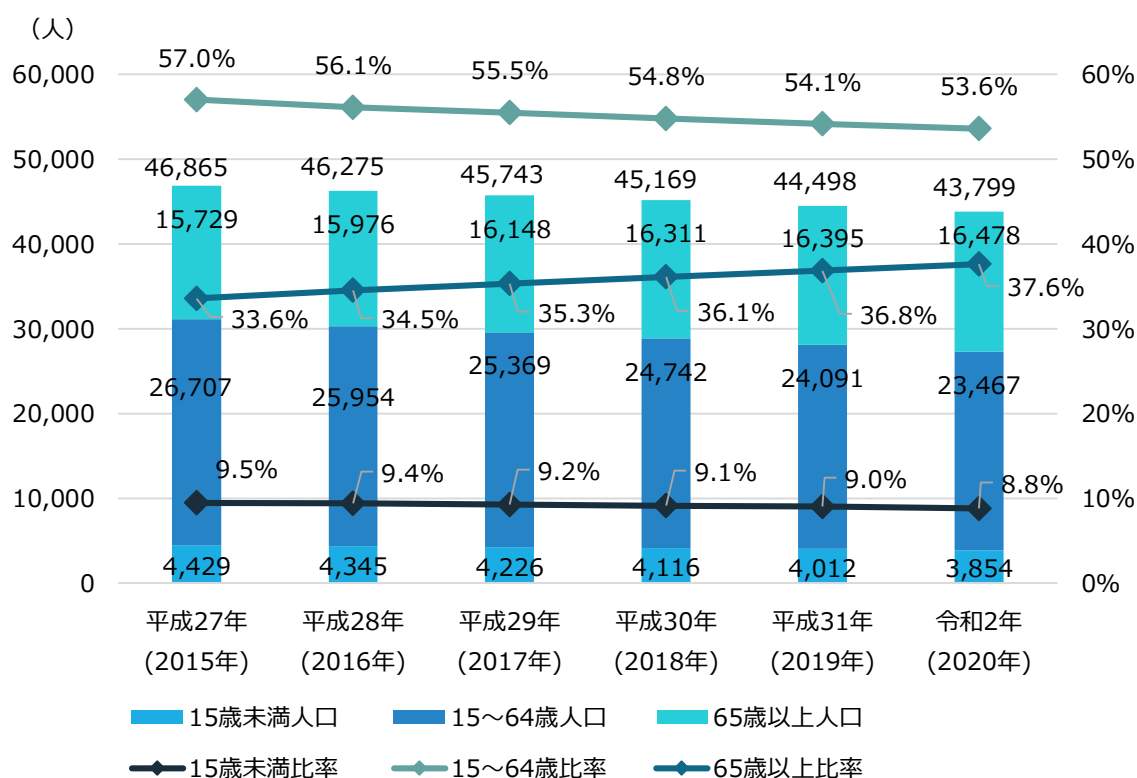
第2章 富津市の障がい福祉を巡る現状

1. 障がい者人口等の概況

(1) 総人口の推移

富津市の総人口は、昭和60年（1985年）の56,777人（国勢調査）をピークに減少に転じています。最近では、対前年比1%台前半の比率で減少してきましたが、令和2年（2020年）は前年比1.6%減の43,799人と、減少比率がやや高まっています。これを年齢階層別に見ると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続けているのに対し、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和2年には16,478人、高齢者比率は37.6%に達しています。

富津市人口推移



(注) 各年とも4月1日現在の値。(出典) 富津市住民基本台帳。

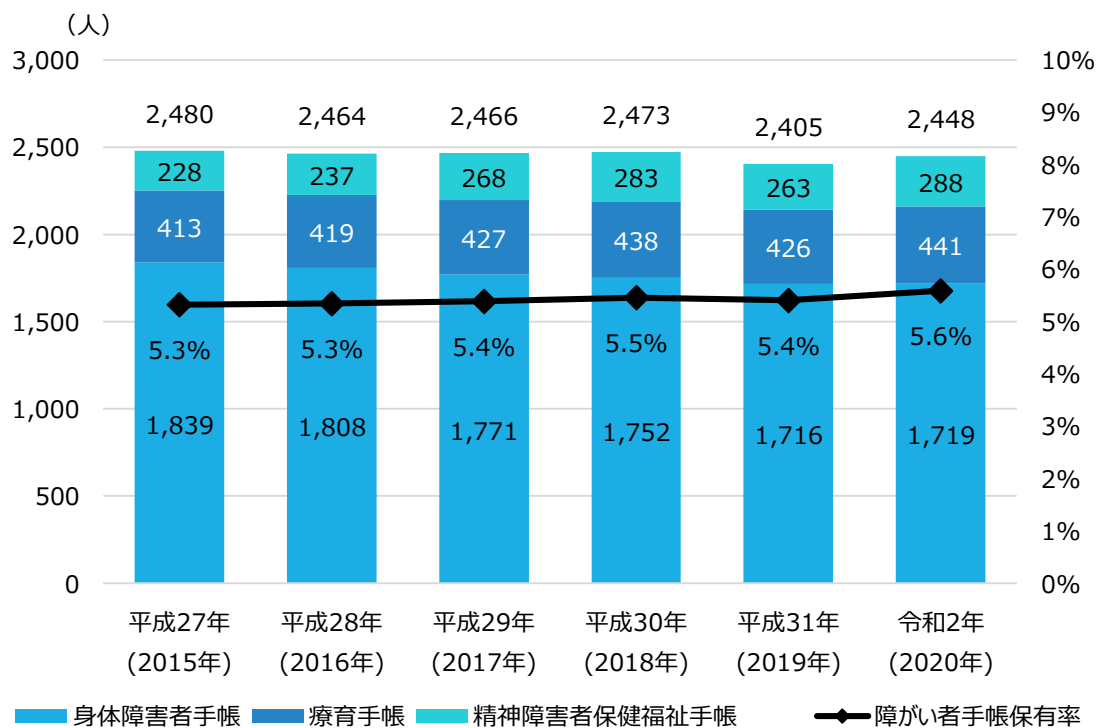
(2) 障がい者手帳所持者数の状況

障がい者手帳を持つ人の全体数は、令和2年（2020年）は前年より1.8%増加し2,448人となっていますが、この5年間でみると1.3%減少しています。療育手帳、並びに精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。身体障害者手帳の所持者数が減少傾向にあるため、これを反映した形になっています。しかし、総人口に占める障がい者手帳の所持者の割合は、総人口の減少割合より障がい者手帳所持者の減少割合が低いことから、増加を基調として推移し、令和2年

(2020年)には5.6%となっています。

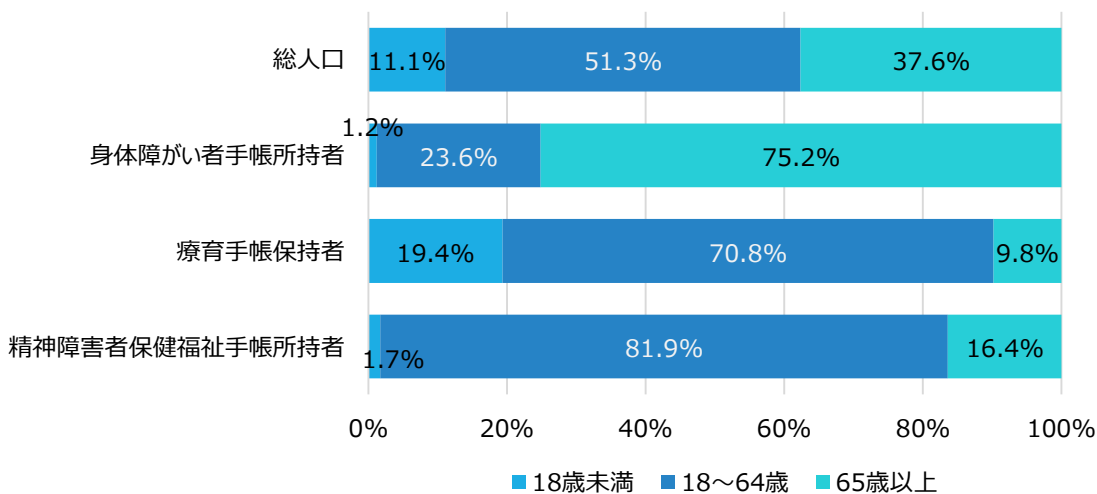
また、これを年齢階層別にみると、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、65歳未満の割合が80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳所持者は、65歳以上の割合が75.2%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

障がい者手帳所持者の推移



(注) 各年とも4月1日現在の値。(出典) 富津市

年齢階層別障がい者手帳保持者の状況 (令和2年:2020年)

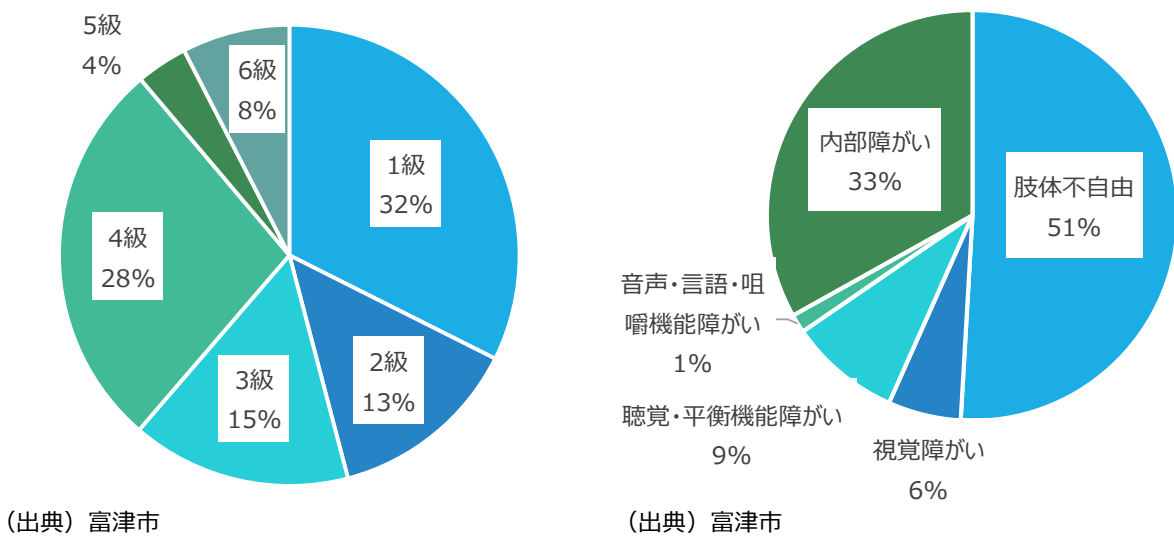


(出典) 富津市

①身体障害者手帳所持者

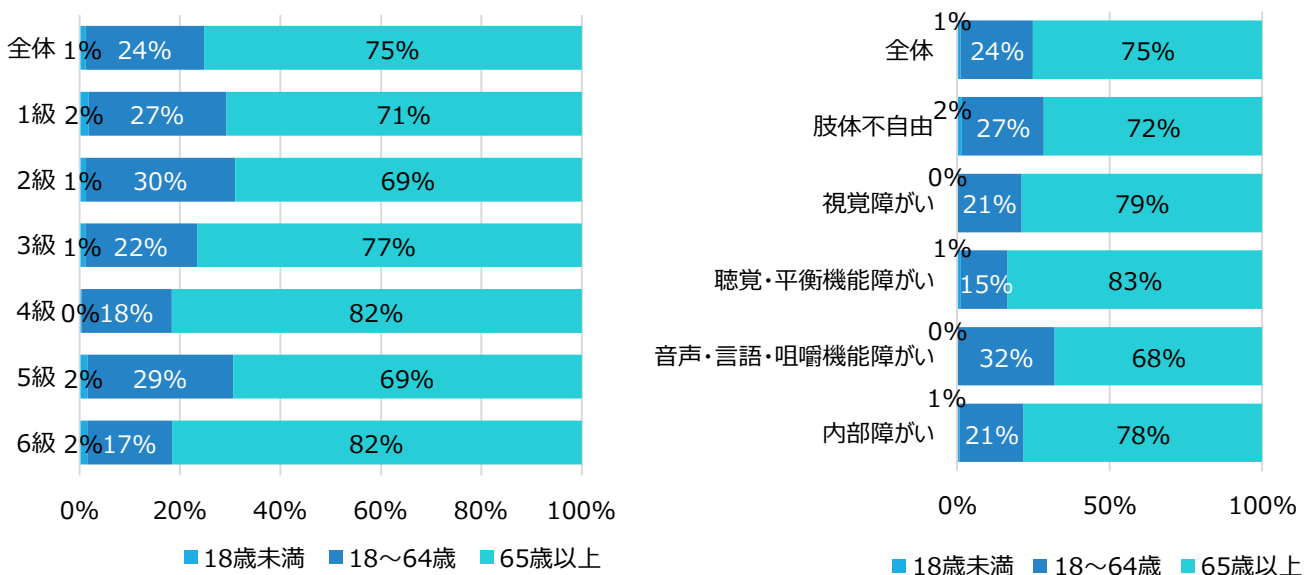
身体障害者手帳所持者の内訳は、等級別では1級が32%で最も多く、続いて4級の28%、3級の15%等となっています。また、障がい別では、肢体不自由が51%で半数を超えており、続いて、内部障がいの33%、聴覚・平衡機能障がいの9%、視覚障がいの6%、音声・言語・咀嚼機能障がいの1%の順になっています。

等級別身体障害者手帳所持者と障がい別身体障害者手帳所持者（令和2年：2020年）



これを年齢階層別にみると、等級別では4級と6級の、障がい種別では聴覚・平衡機能障がいの身体障害者手帳所持者の80%以上が65歳以上の高齢者となっています。

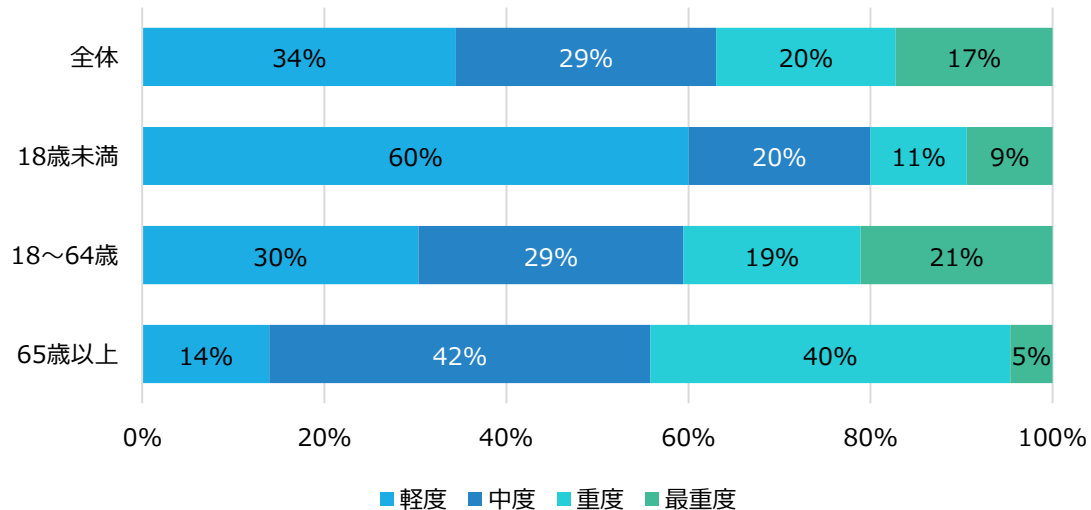
等級別、障がい種別の身体障害者手帳所持者の年齢分布（令和2年：2020年）



②療育手帳所持者

療育手帳所持者の内訳は、軽度の人 が 34%、中度の人が 29%、重度の人が 20%、最重度の人が 17%となっています。これを年齢階層別にみると、18 歳未満では軽度の人 が 60%となっていますが、年齢が高くなるほど中度・重度の人が増えています。

療育手帳保持者内訳（令和 2 年：2020 年）

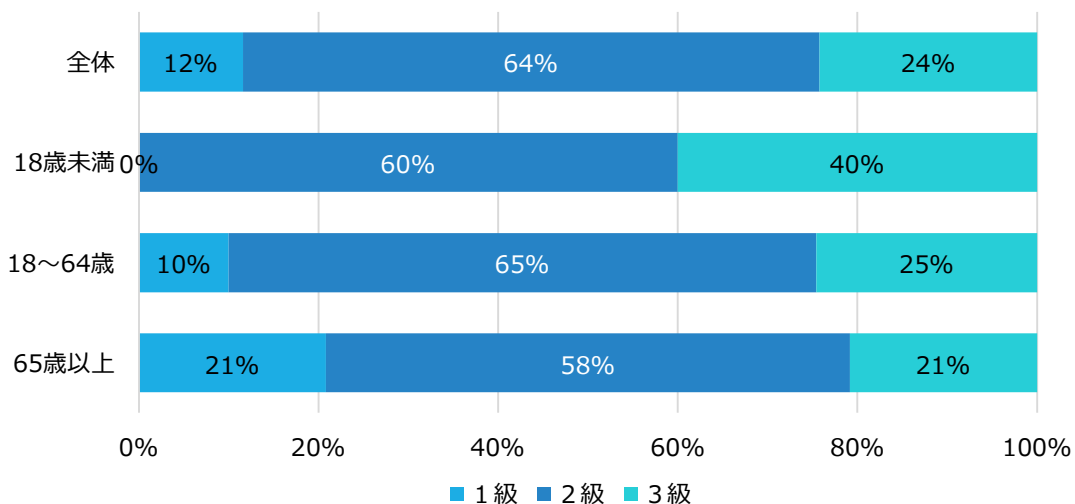


（出典）富津市

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、1 級 12%、2 級 64%、3 級 24%となっています。これを年齢階層別にみると、18 歳未満では 1 級の人 は 0 ですが、年齢が高くなるほど 1 級の人が増えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者内訳（令和 2 年：2020 年）



（出典）富津市

(3) 医療費受給者証所持者数の概況

指定難病医療費助成制度受給者数は、平成 30 年度（2018 年度）までは減少を続けてきましたが、令和元年度（2019 年度）には、前年度より 3.9%増加し、348 人となっています。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る 650 人以上の水準で推移しています。

指定難病医療費助成制度受給者数推移

(単位：人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
受給者数	390	397	348	335	348

(出典) 君津健康福祉センター事業年報各年度版

自立支援医療（精神通院）受給者数推移

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
受給者数	658	675	653

(出典) 富津市

(4) 障がい児の状況

君津特別支援学校に在籍している富津市の児童・生徒数は、全体的には増加を基調として推移しています。内訳を見ると、小学部に通う児童が毎年増えており、これが全体をけん引する形となっています。また、このほかの特別支援学校として、千葉県聾学校中学部に 1 名の生徒が在籍しています。

君津特別支援学校在籍者数推移

(単位：人)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
小学部	13	14	16	19
中学部	4	7	7	7
高等部	21	24	21	21
合計	38	45	44	47

(出典) 富津市

一方、令和 2 年度（2020 年度）の富津市立小中学校に在籍している障がい者手帳を持つ児童・生徒数は、小学校 16 人、中学校 12 人の合計で 28 人となっています。これは、富津市立小中学校

に在籍する全児童・生徒の 1.1%に相当しています。内訳を見ると、小学校は 1.0%、中学校は 1.4% となっています。また、手帳別では、療育手帳所持者が手帳所持者全体の 85.7%を占めています。

富津市立小中学校に在籍している障がい者手帳所持者数（令和 2 年度：2020 年度）（単位：人）

	小学校	中学校	合計
身体障害者手帳所持者	3	1	4
療育手帳保持者	13	11	24
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0
合計	16	12	28
全児童・生徒数	1,655	875	2,530

（出典）富津市

また、未就学児について、障がい者手帳を所持している児童は合計 12 人となっています。内訳は、身体障害者手帳所持者が 5 人、療育手帳所持者が 7 人です。これを通所（園）別で見ると、保育所（園）は 3 人で、全員が療育手帳の所持者となっています。また、幼稚園は 0 人で、児童発達支援は 5 人、そのうち身体障害者手帳所持者が 1 人、療育手帳所持者が 4 人となっており、このうち、1 人の児童が重複して所持しています。

障がい者手帳を所持している未就学児数（令和 2 年度：2020 年度）

（単位：人）

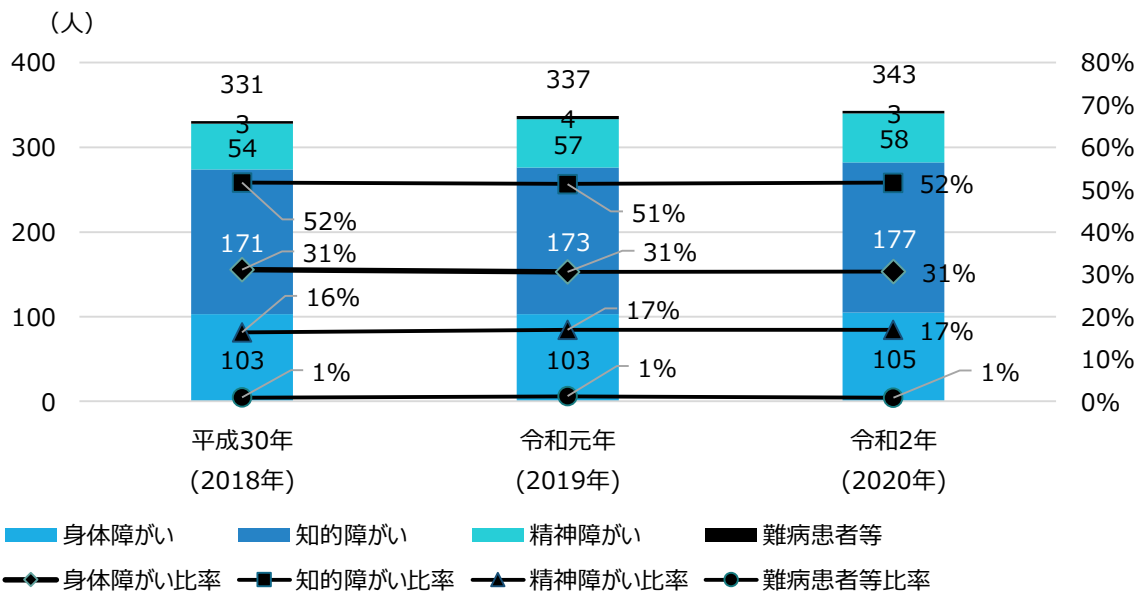
	児童数	児童数		
		保育所（園）	幼稚園	児童発達支援
身体障害者手帳所持者	5(6)	0	0	1(2)
療育手帳所持者	7	3	0	4
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合計	12(13)	3	0	5(6)

（出典）富津市

（5）障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数は、この 3 年間で年平均 2%の割合で増加を続けており、令和 2 年（2020 年）は前年よりも 6 人増の 343 人となっています。内訳は、知的障がい者が全体の 52%を占めており、その割合は近年ほぼ一定で推移しています。また、精神障がい、身体障がいの比率もそれぞれ 31%、17%で、こちらもほぼ一定で推移しています。

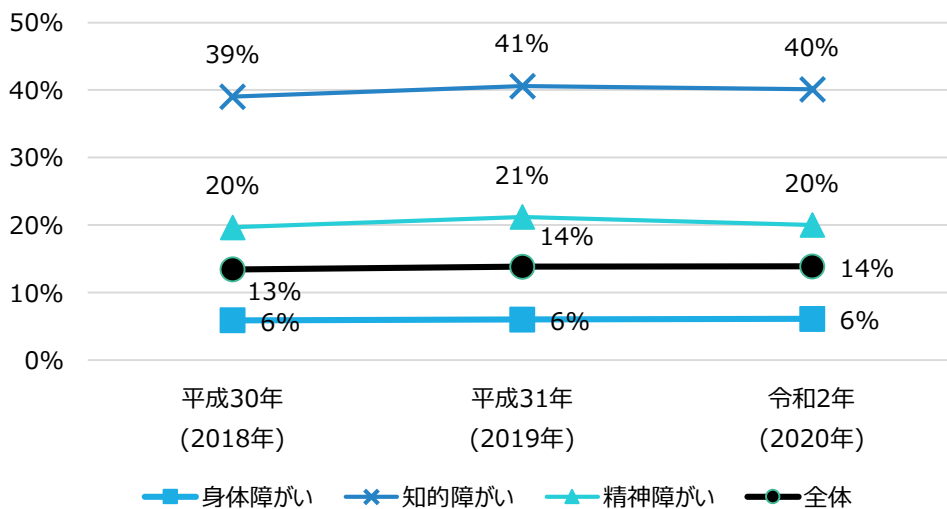
障害支援区分認定者の推移



(注) 各年とも6月30日現在。 (出典) 富津市

一方、これを障がい者手帳所持者数と比べると、令和2年(2020年)の障がい者手帳所持者に占める障害支援区分認定者数の割合は全体で14%となっています。また、認定者の割合は近年微増傾向となっており、障害支援区分の認定を必要とする障害福祉サービスへの需要も比例して増えていることを示唆しています。内訳を見ると、手帳種別ごとの障害支援区分認定者の割合が最も多いのは知的障がいですが、それでも40%と、半数には達していません。また、精神障がいは20%、身体障がいは6%となっており、特に身体障がいの認定取得率の低さが際立つ形となっています。

障害者手帳所持者に占める障がい支援区分認定者数の状況



(注) 全体は、難病患者等を含む全障害支援区分認定者数を障がい手帳所持者全体で除した値。

(資料) 富津市資料を基に作成。

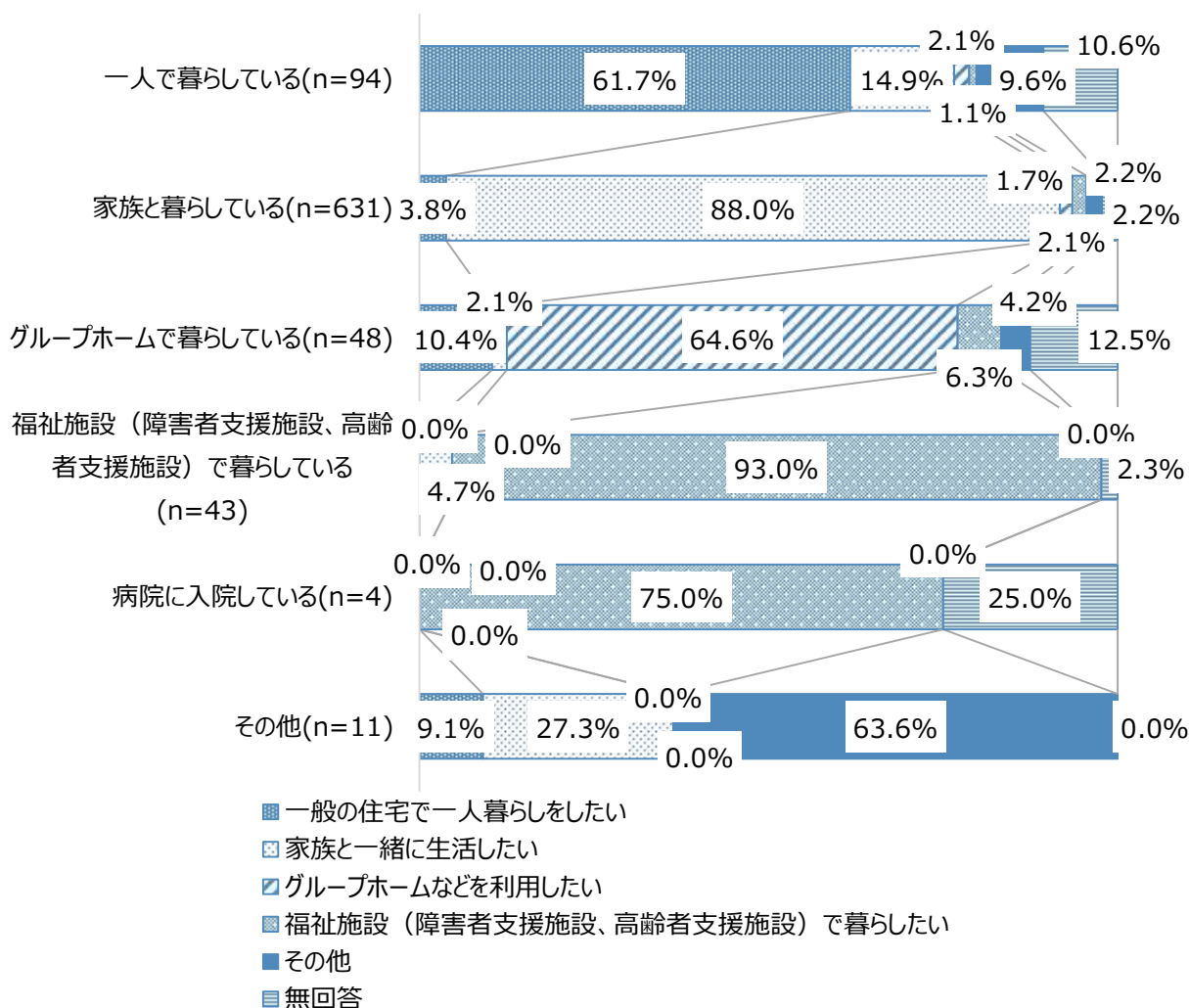
2. アンケート調査結果からみた障害福祉サービス・障害児福祉サービスの課題

本計画の策定に当たり、障がいのある人々の生活の状況や意識、今後の意向、市への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。本節ではその概要について説明します。

(1) 将来の暮らしへの希望

将来の暮らしについて、施設で暮らしている人のうち、4.7%の人が家族と一緒に生活することを望んでいるなど、地域への移行ニーズは「ある。」と考えられます。また、グループホームで暮らしている人でも 10.4%が一般の住宅で一人暮らしをすることを希望しており、自立した生活を目標としている人が一定程度いることも明らかになりました。

現在の暮らし別にみた今後の暮らしへの希望

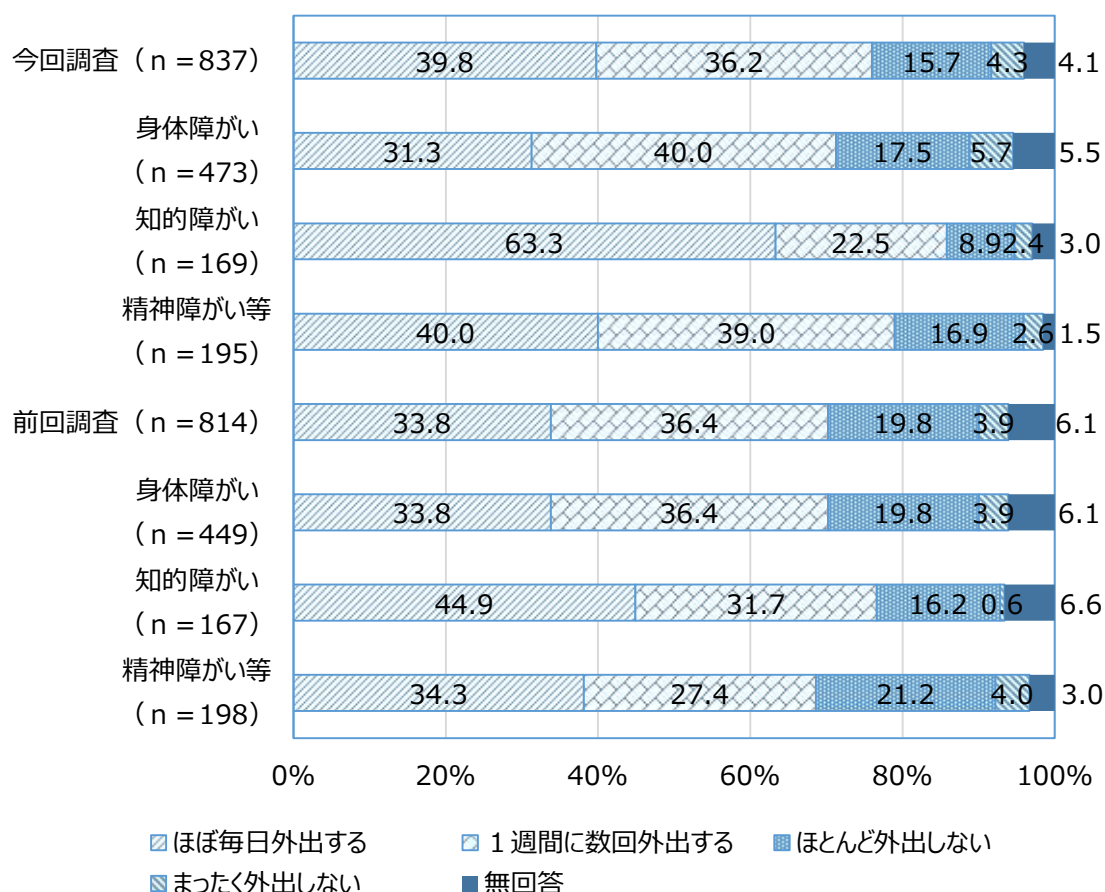


地域への移行を推進することや自立した生活に向けた支援を行うためには、様々な施策やサービスを連携させて取り組むことが必要です。障がいのある人が地域で生活を営むことができる地域共生社会の構築が国の障がい福祉政策の根幹であることから、関連施策のより一層の充実が求められます。

(2) 交通機関とバリアフリー

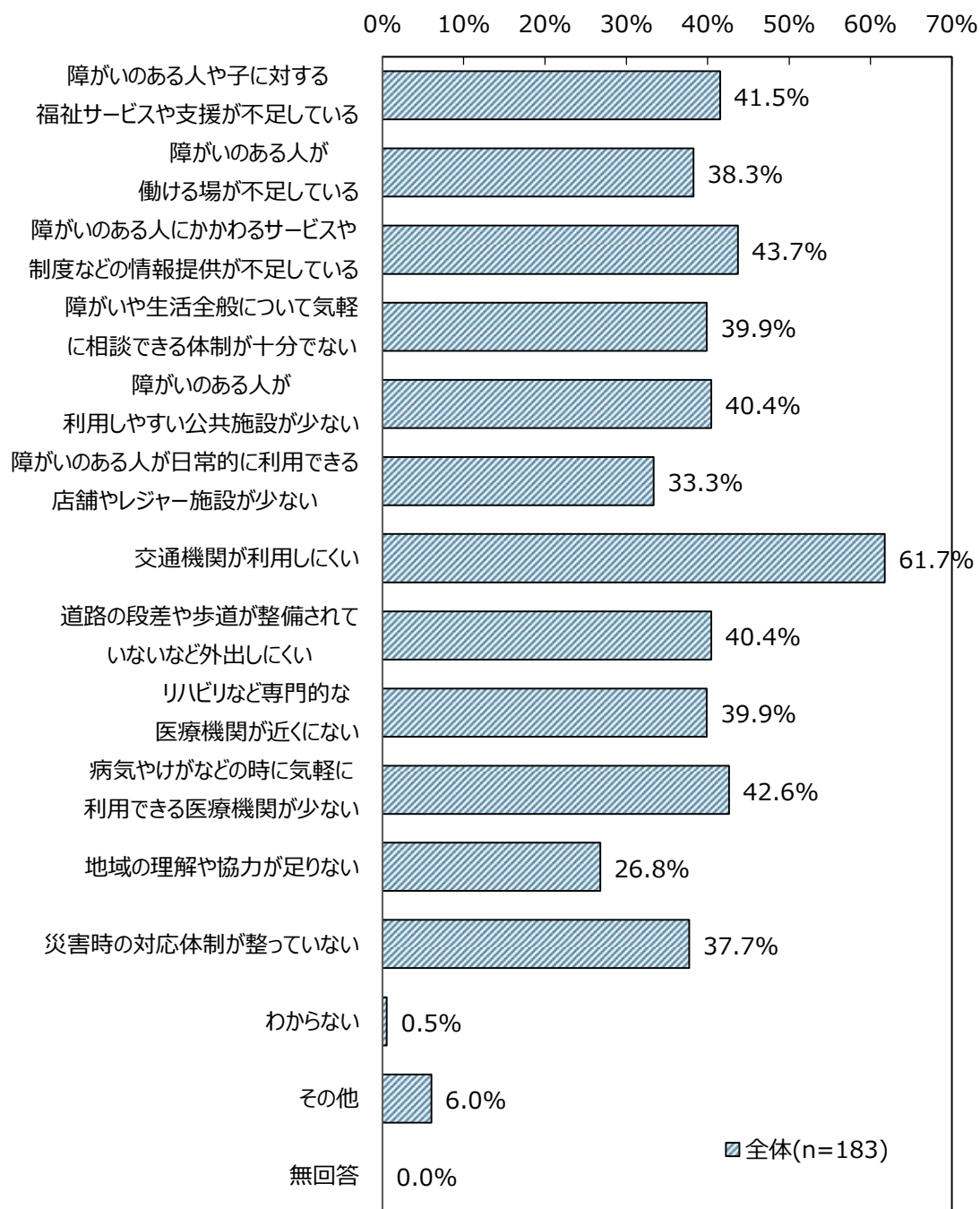
外出する人が増え、社会との繋がりが多くなってきていますが、その一方で、公共交通機関が少ないことが富津市における住みにくい理由の第1位になるなど、交通機関に係る課題は極めて重要かつ、深刻になっています。現在、市では、住民による有償ボランティアサービス等によるサービス提供も含め、交通手段の確保を最重要課題の一つとして取り組んでいますが、できるだけ早期に解決を図ることが必要です。また、道路や駅に階段や段差が多いとの声も多く、引き続き、一層住みよいまちづくりへの取り組みが求められます。

外出の頻度



(注) 前回調査：『いきいきふっつ障害者プラン』策定のための実態調査」平成 29 年（2017 年）9 月（報告書は平成 30 年（2018 年）3 月発行）

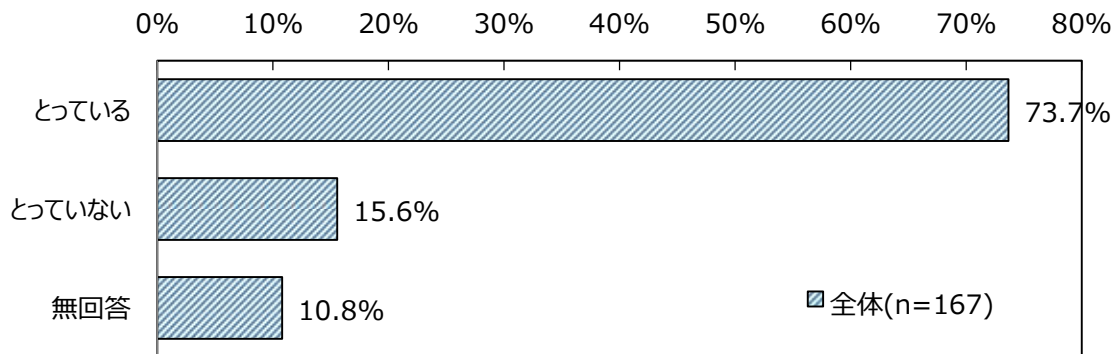
富津市が住みにくい理由



(3) 引きこもりへの懸念

引きこもりが社会問題とクローズアップされている中、本市においても外出をせずに周りとのコミュニケーションもとっていないとする人が全体の3.1%となっているなど、引きこもりの心配のある人が少なからずいることが明らかになりました。実際、自由回答の中には引きこもり状態となっていることがうかがわせる回答もありました。これらの人にはアウトリーチ的な取り組みにより本人の状況を把握し、本人に寄り添う形で社会に本人の居場所を作っていくことが必要であると考えられます。

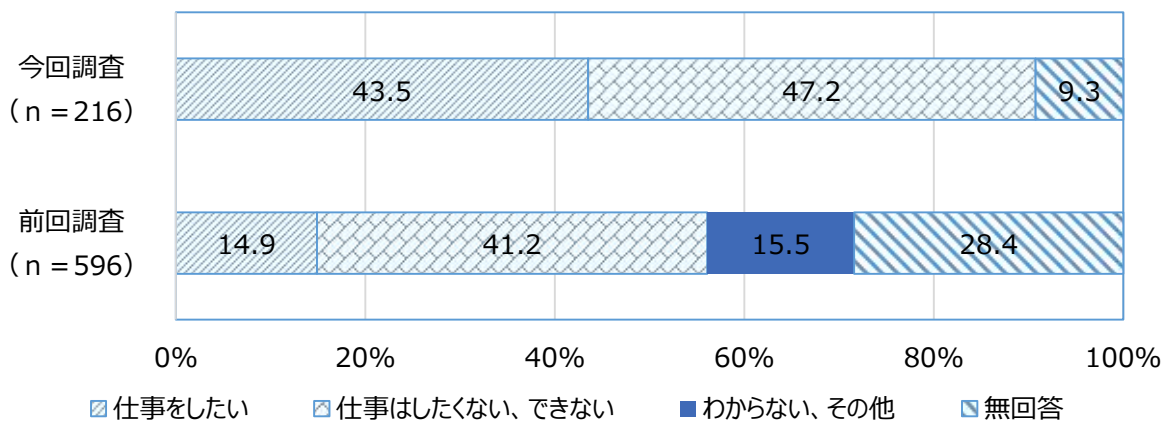
外出をほとんどしない、またはまったくしない人の周囲とのコミュニケーションの状況



(4) 就労ニーズへの対応

「仕事をしたい」人の割合は前回調査に比べて3倍近くになるなど、就労へのニーズは着実に増加しています。今後は、希望する職種等の詳細な把握や就労のための合同説明会の開催等、具体的に取り組を進めていく必要があります。また、富津市の産業特性を活かし、農福連携事業、または農林漁業の第6次産業化の取り組みにおける障がい者雇用の創出等の検討も求められます。

就労への希望



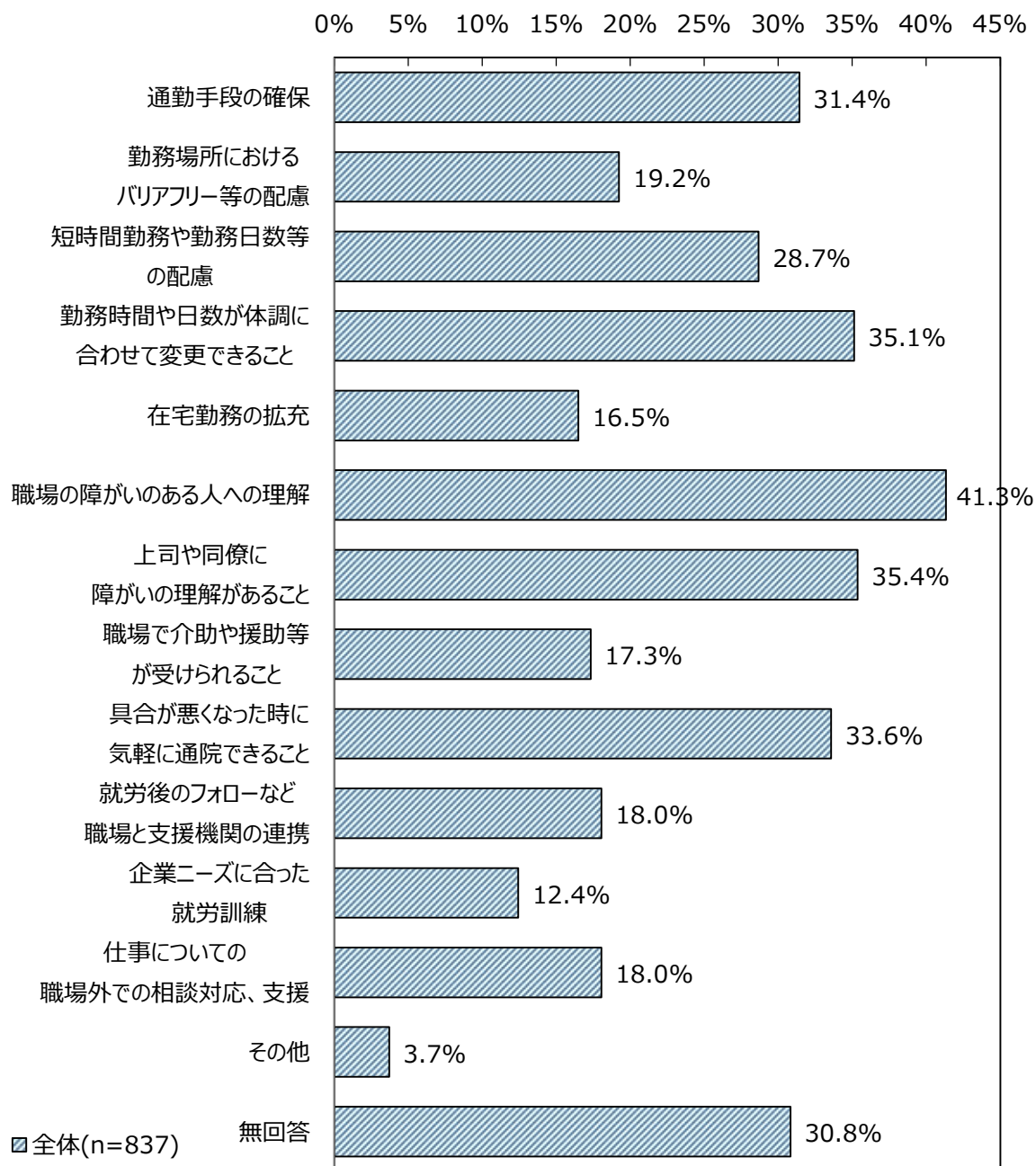
(注) 今回調査では「わからない」、「その他」の選択肢は無し。

また、前回調査の「仕事はしたくない、できない」は、「以前は仕事をしていたが、今後はしないと思う」、「これまで就労経験はなく、今後もしないと思う」、「仕事をしたくない、できない」の合計。

支援策としては、就労先での職場、上司や同僚の障がいのある人への理解を求める声が多く、また、勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること等、障がいへの配慮も求められます。事業者には少子超高齢社会が進む中、労働力の確保を図るという点からも、一定の配慮があれば十分に働けるということを理解してもらうよう、啓発していくことが必要です。

なお、通勤手段の確保も重要な課題となっていますが、これは、②交通機関とバリアフリーで整理した内容と深く関連していると考えられます。

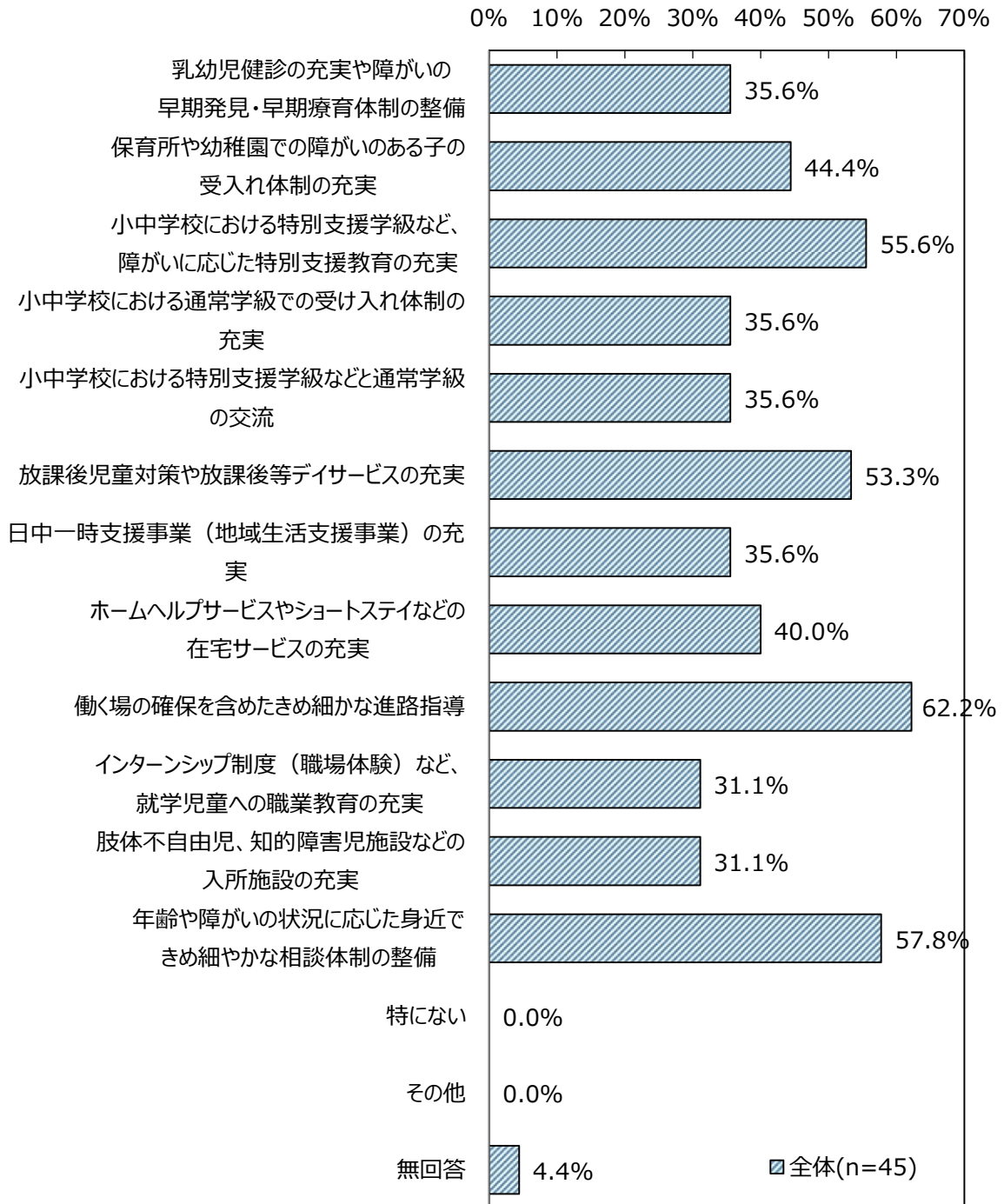
就労に関する支援策への要望（複数回答）



(5) 障がい児を巡る課題

障がい児を巡る課題として大きく指摘されたのは進路と放課後等デイサービスに係る課題等についてです。

障がいのある児童に対する支援策の要望（複数回答）



進路については、障がいがあっても地域で自立して生活していくための課題と表裏一体をなすものといえます。就業へのニーズも踏まえ、地域で生活していくことを示すためのライフステージ毎のモデルプランを構築する必要があると考えられます。また、進路に関する不安があることは、進路相談において満足できる結果が得られていないという課題があることもうかがえます。そのため、市や事業者、学校との連携体制の構築や情報共有の強化を推進していくことが求められます。

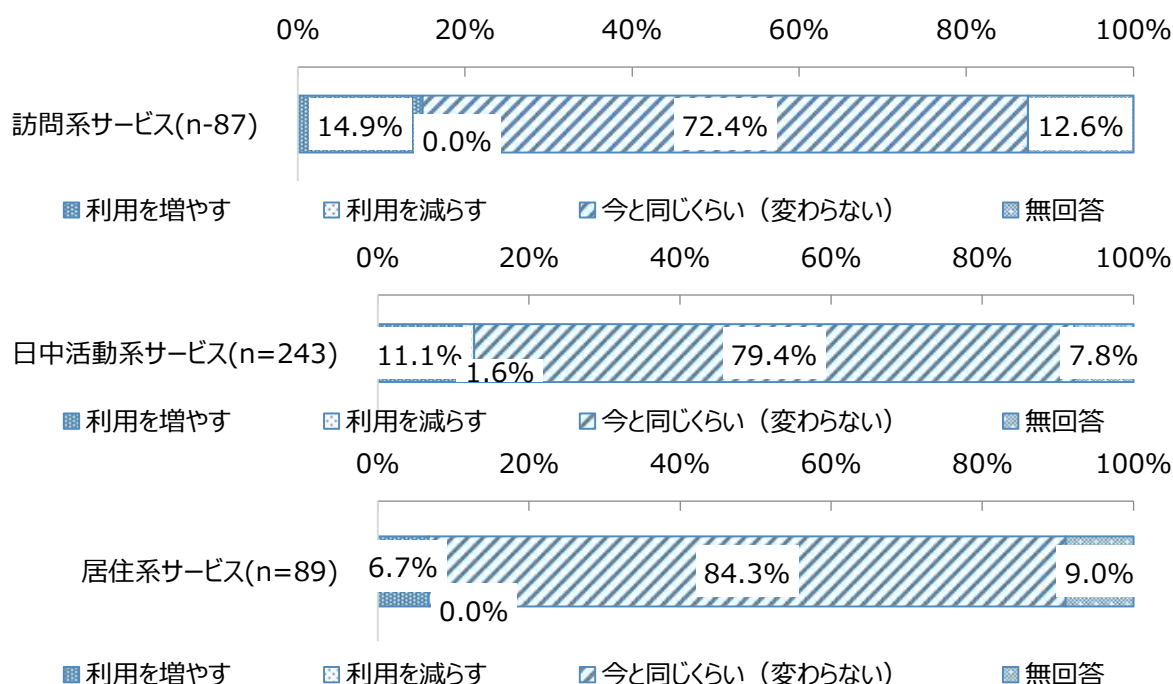
放課後等デイサービスは、障害児福祉サービスの中で利用率が高く、また、支援策としても同サービスの充実への要望が高いことから、今後もさらに需要の拡大が見込まれます。「事業所の数が少ない、場所が遠いなど利用しづらい」、「利用者負担が大きい」、「利用できる回数や日数が少ない」等の声を踏まえ、整備を進めることが重要です。

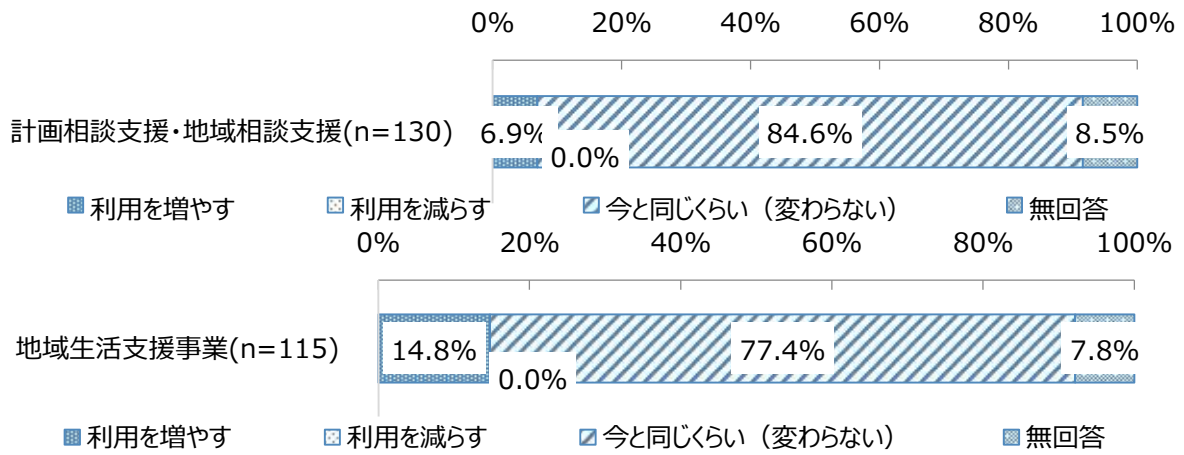
(6) 障害福祉サービスへのニーズ

障害福祉サービスについては、訪問系、日中活動系、居住系の各サービス共に、現在利用している人では今後サービスを減らすとした人はごくわずかであり、大半の人が現在と同様に利用したいと答えています。加えて、訪問系と日中活動系サービスでは今後の利用を増やしたいとする人が10%以上おり、現在利用していない人についても概ね10%以上の方が今後は利用したいと希望していることから、全般的に障害福祉サービスへの需要は高まっていくものと考えられます。

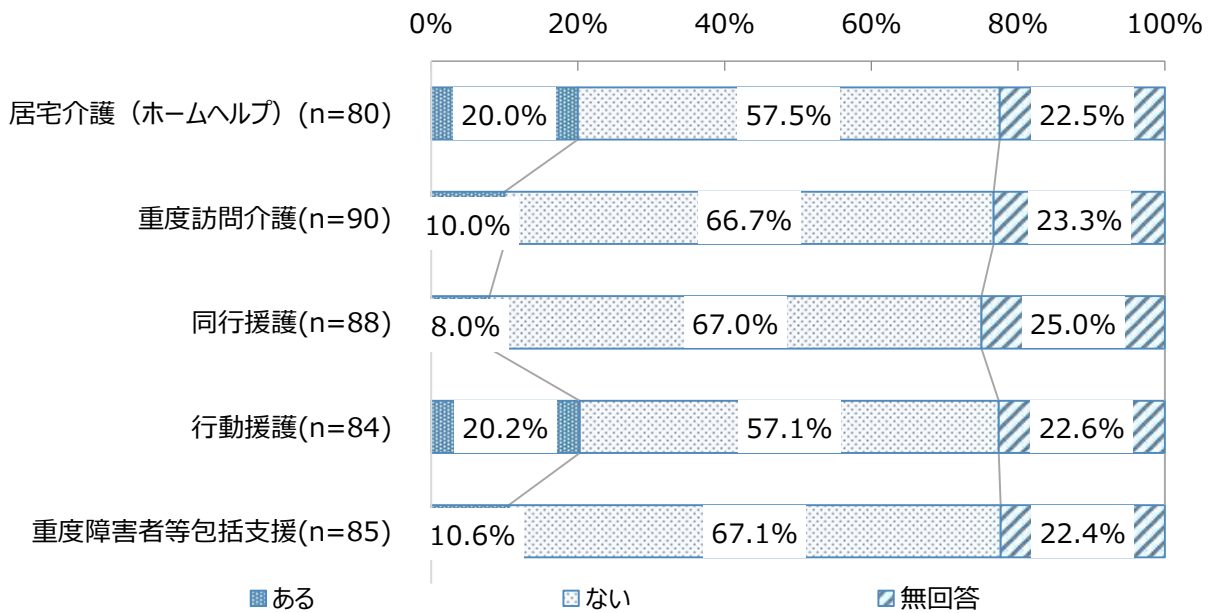
また、需要の高まりに合わせ、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

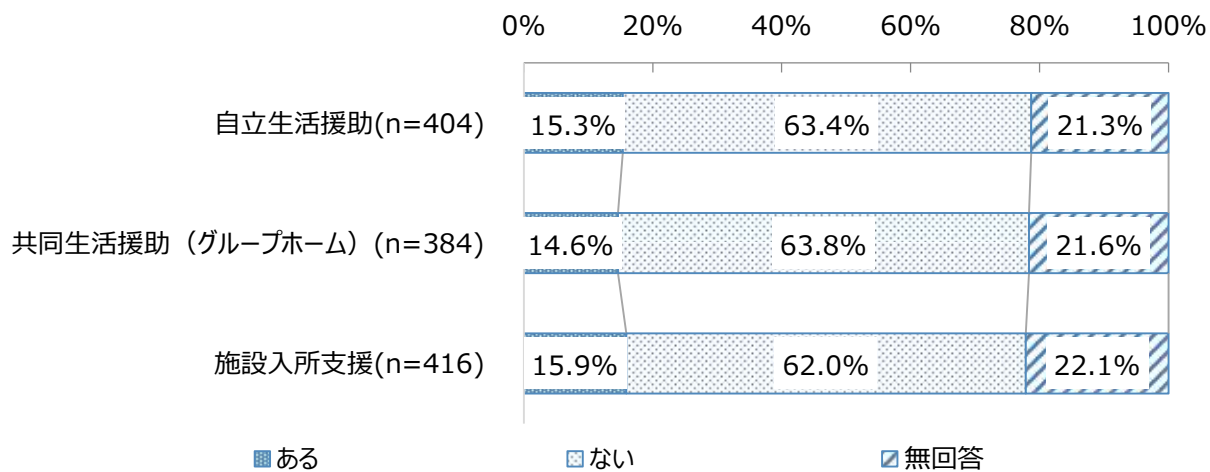
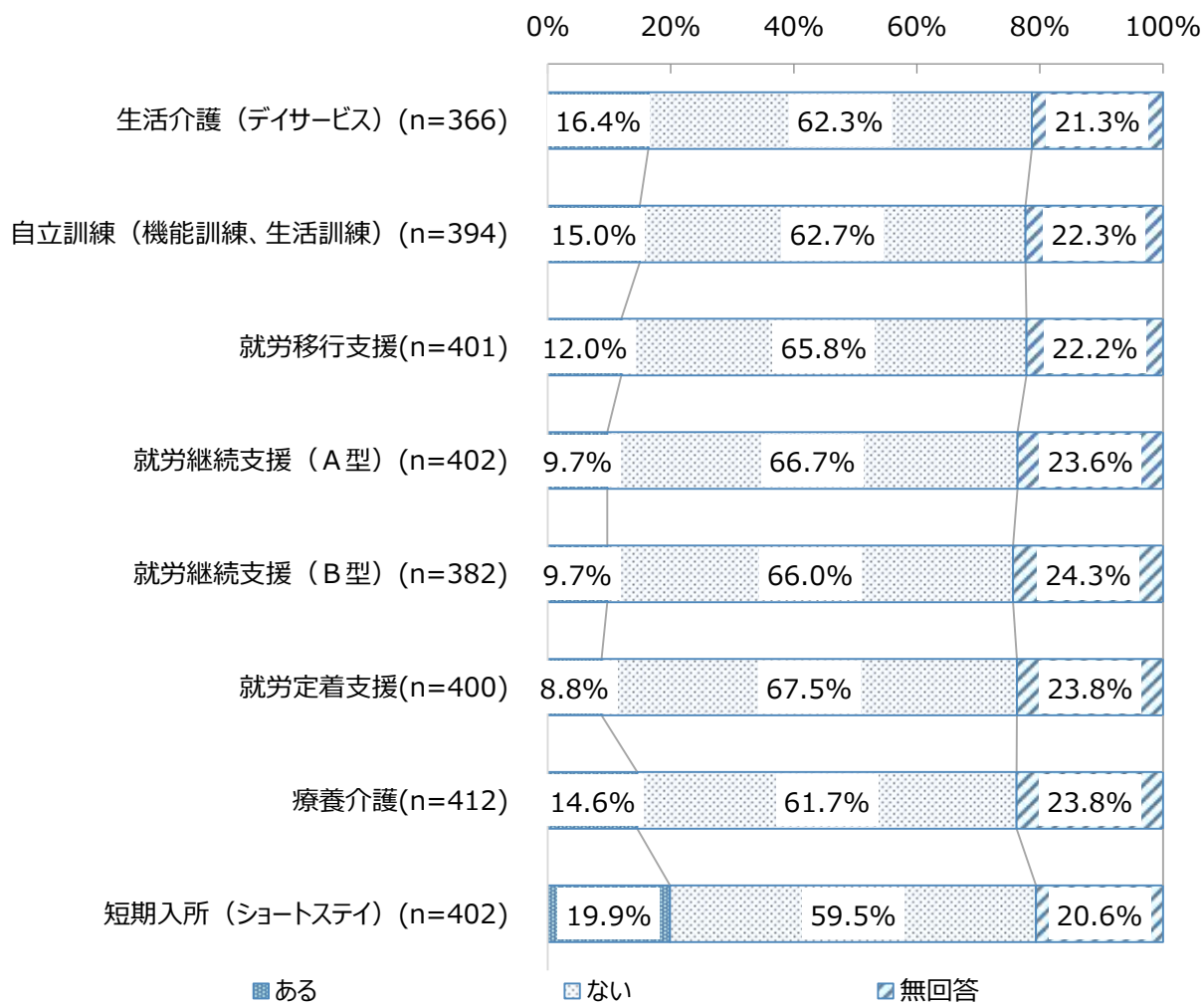
障害福祉サービスを利用している人の今後の利用意向

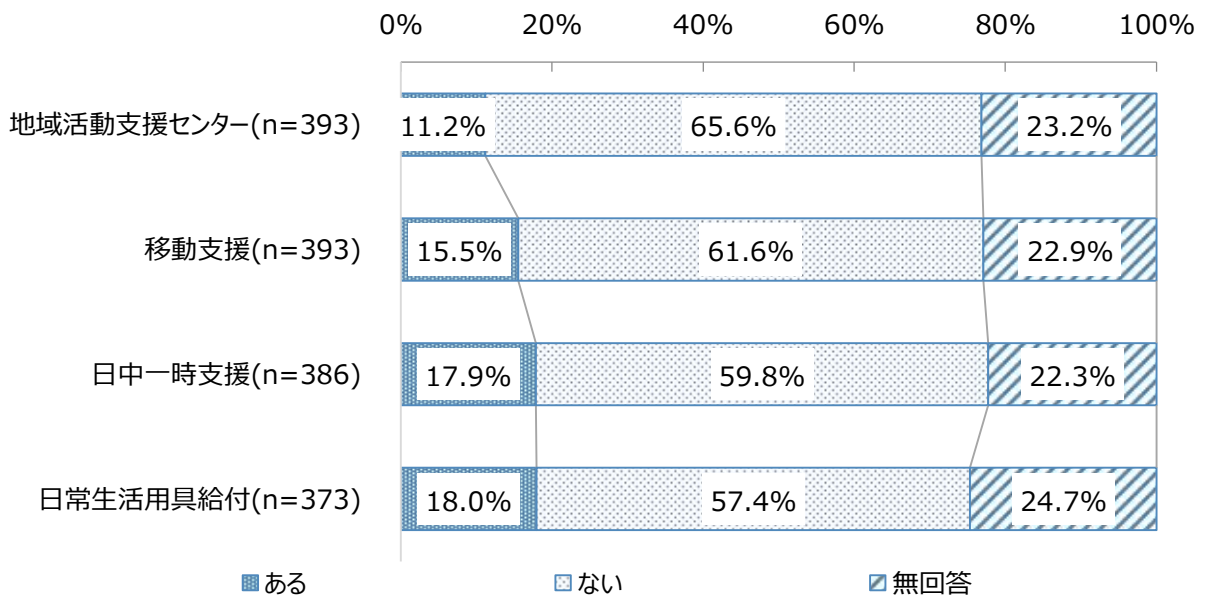
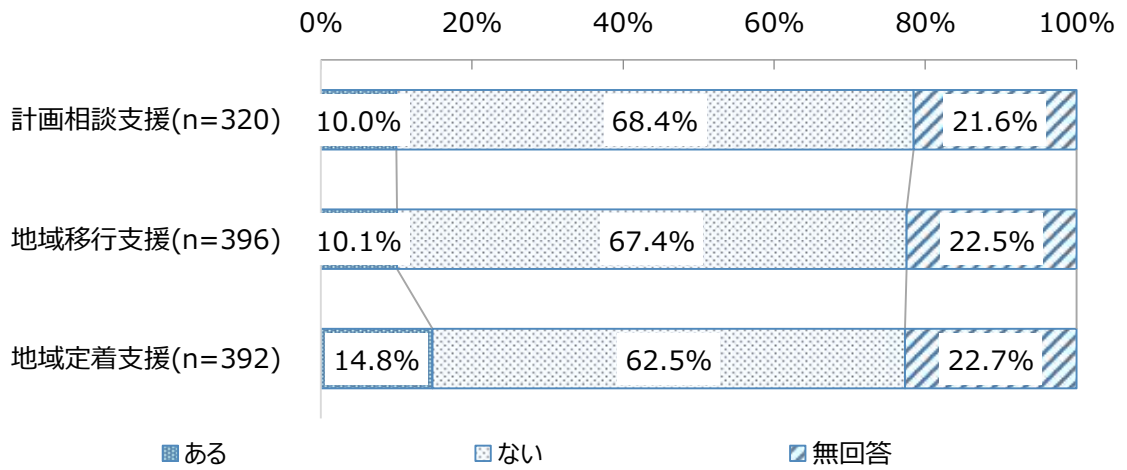




現在サービスを利用していない人の今後の利用希望



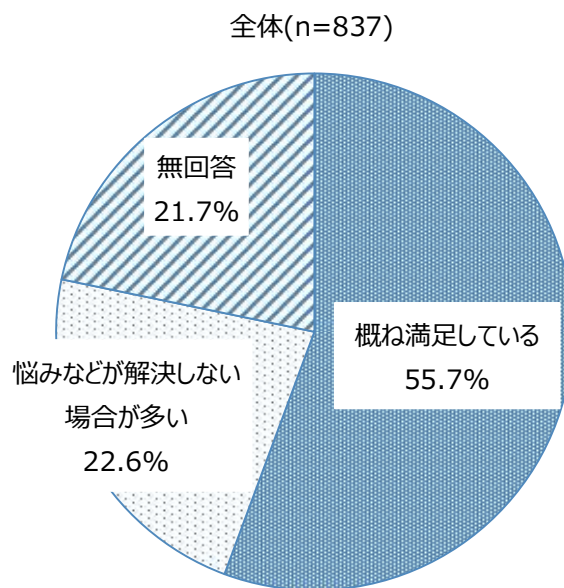




(7) 相談事業の充実

相談事業について、本調査では相談をした際の満足度は比較的高いという結果が得られましたが、一方で、気軽に相談することができない、相談に行きにくいとする声や、相談の際に嫌な思いをした等とする声も少なくありませんでした。そのため、相談支援事業に関する周知や相談事業所等の雰囲気づくり、さらには相談への対応が円滑に進むよう、相談員の確保や能力向上のための研修などが求められます。

相談への満足度



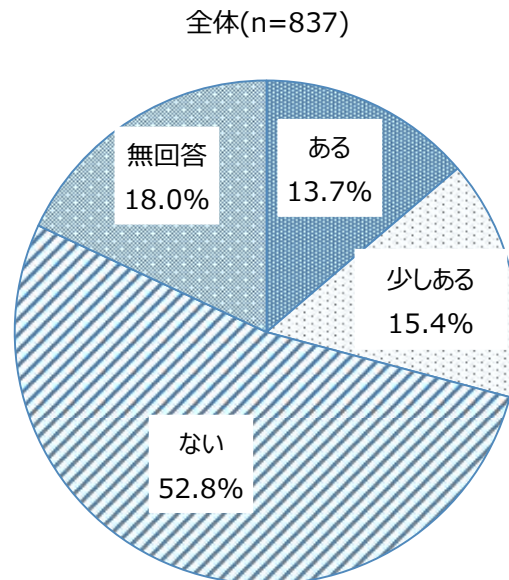
また、市の職員が各戸を訪問する、あるいは福祉事業所等が地域との繋がりを持つ場の創設等を求める声もあることから、アウトリーチ的に相談事業に取り組むという視点も必要になると考えられます。

今後も地域への移行や就労支援、卒業後の進路支援等、様々な課題に関する取り組みが必要となりますが、相談事業はその第一歩となるものです。それぞれの施策やサービスにおいて成果を上げていくためには、各々が持つ課題や悩み等を相談事業に結びつけ、さらに相談対応を円滑に進めることができるかが非常に重要であると考えられます。そうした相談事業の位置づけを再確認し、できる限り相談者の希望に沿った支援が受けられるようにすることを目標に、取り組みを一層充実させることが求められます。同時に、相談事業が円滑に実施されるためには、具体的な解決に導いていくことが必要であり、今後、ますます複雑化・多様化すると見込まれる課題に対し、着実に応えていけるよう、施策やサービスのメニューを拡充することが重要となります。

(8) 障がいへの理解の促進

本調査でも、障がいへの理解に対する啓発の重要性は、就労の支援策、通園・通学時の心配ごと、嫌な思いをした経験等、様々な場面で指摘されています。また、それは住みやすさの評価にも反映しています。就労への支援においては職場の障がいへの理解が不足していること、学校においては周囲の子どもとの関係づくりが困難であるとの回答が多かったことを踏まえ、そして、何よりもいきいきふっつ障がい者プラン第3次基本計画に掲げる基本理念である「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」の実現のためにも、市民ひとりひとりを始め、社会全体への理解促進に関する啓発事業のより一層の強化が重要となります。

障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験

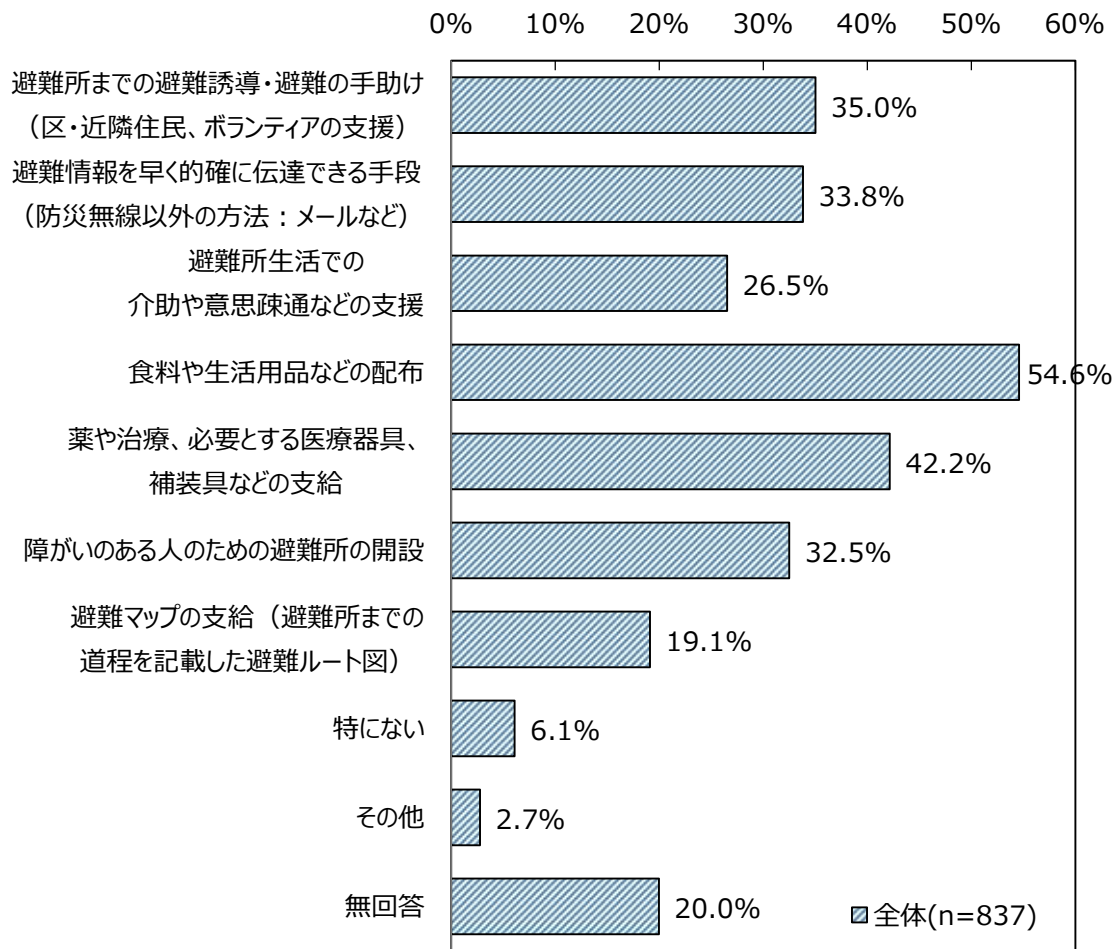


(9) 災害時への対応

災害時等の緊急時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人であることが多い人への支援が必要です。できるだけ自宅にいたいという人も多いことから、安否確認を迅速に行えるようにするためには、どこに誰がいるのかや、どのような物資を必要としているのか、また避難所においてどのような支援を必要とするのかを把握したリストを整備する必要があります。そのためには、市、相談支援事業所、サービス事業所等の中で緊急時の避難に支援を要する人の情報の共有や調整を図る協議の場の設置をするなど官民協働のもと、進めていくことが重要です。さらに、リストは常に最新の情報を確認できるよう、定期的に更新していくことも必要です。

また、障がいのある人のための避難所については、ニーズが高いことから、市で開設するための設置基準や運営マニュアル等を早期に整備するとともに、開設を想定した訓練を実施するなど、いざという時に迅速かつ円滑な運営ができるよう準備を進めていくことが求められます。

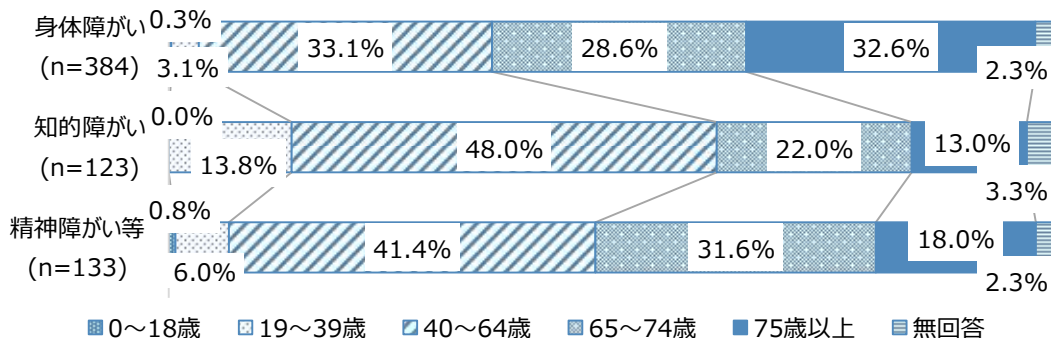
災害時において要望する支援（複数回答）



(10) 支援者への支援

支援者への支援も今後は重要な課題になると考えられます。とりわけ、身体障がいの方の支援者は65歳以上が61.2%に達するなど、老障介護の問題が一層進行していることがうかがわれることから、具体的な支援者のための支援策の検討・実施を早期に図る必要があります。さらに、健康状態が良くない支援者については、訪問系サービスの充実、定期的な相談受付や見守りを行うなど、孤立化を防ぐこと等が重要になります。

主たる介護者の年齢



第3章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

前期計画では、「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を基本理念として取り組んできました。障がいのある人が地域とつながりを持ち、多くの人と触れ合うことによって、互いが学び、尊敬し合い、支え合っていく中で、自分らしさを見つけ、地域でいきいきと暮らしていくことを目指すという障がい福祉の考え方は一貫していることから、本計画の基本理念も前期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

基 本 理 念

障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち

障がいがある人もない人も、すべての人がともに生き、お互いが支え合う一人の人間として人権が尊重され、自分が望む自分らしい暮らしを営むことができ、ライフステージや障がいに応じた生活や社会参加、更には地域共生社会の理念に基づき、自分も支える側に立つ社会参加ができるような社会の構築を目指します。

2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進

前期計画と一体化して策定した、いきいきふっつ障がい者プラン第3次基本計画では、基本理念の下、次の3つの基本目標の実現を目指して取り組みが進められています。

本計画は、いきいきふっつ障がい者プラン第3次基本計画の一部を構成するものであることから、同第3次基本計画の基本目標の達成を指針として施策体系を構築していきます。

第3次基本計画における基本目標

基本目標1 地域での生活を総合的に支えます

高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます

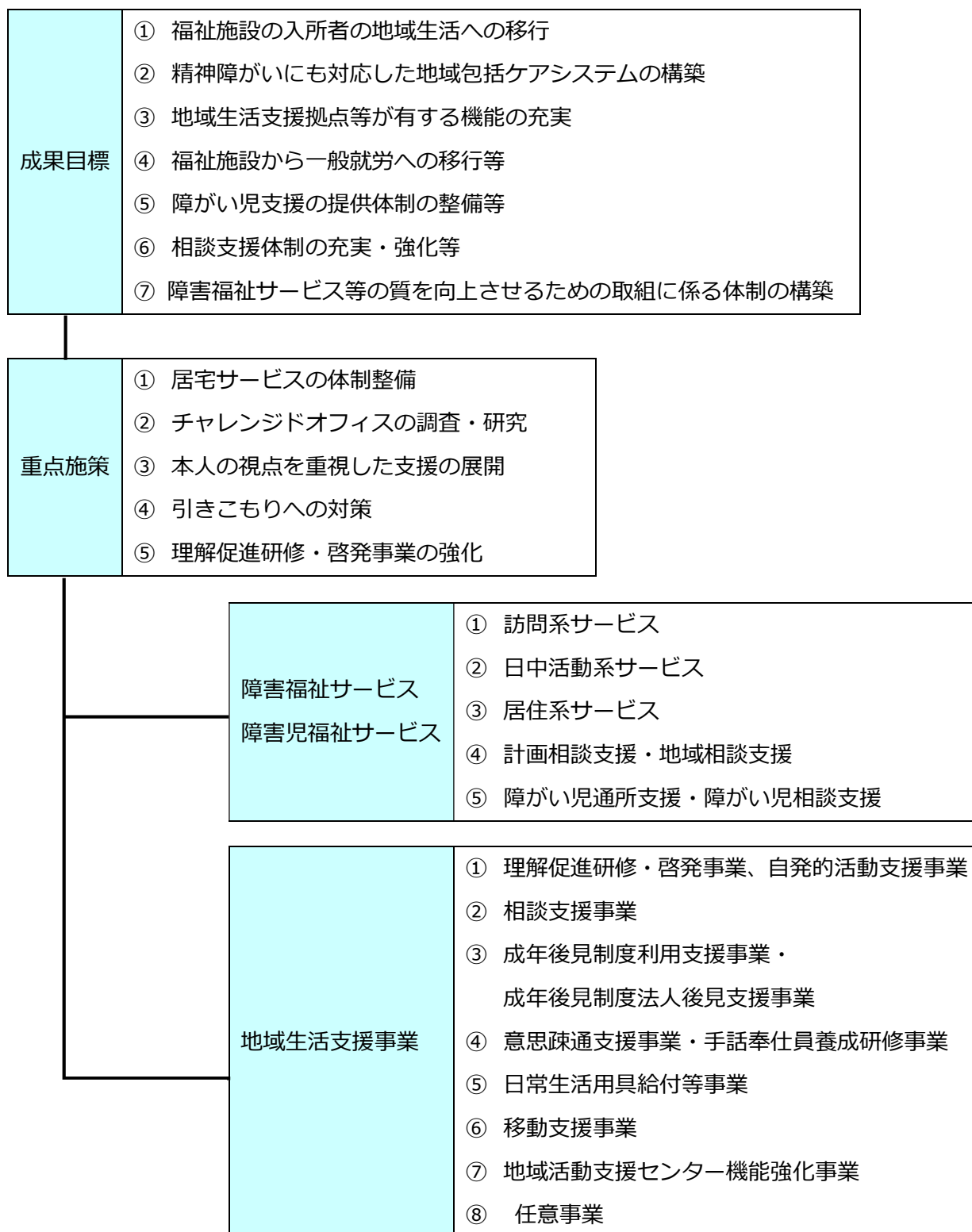
誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取り組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの取り組みの体系は次のとおりとなっています。



障害福祉サービス一覧

障がい者総合支援法		
指定障害福祉サービス	訪問系サービス 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	地域生活支援事業 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 手話奉仕員養成研修事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業 生活ホーム事業（任意事業） 知的障害者職親委託制度(任意事業) 日中一時支援事業（任意事業） 社会参加促進事業（任意事業） 巡回支援専門員整備事業(任意事業) 訪問入浴サービス事業(任意事業) 重度障害者等就労支援特別事業(任意事業)
	日中活動系サービス 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A 型（雇用型） 就労継続支援 B 型（非雇用型） 就労定着支援 療養介護 短期入所（ショートステイ） 宿泊型自立訓練	
	居住系サービス 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援	
	計画相談支援・地域相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	

児童福祉法		
障がい児通所	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業	障がい児相談支援
		障がい児入所支援 福祉型障害児入所支援 医療型障害児入所支援 （いずれも県の事業）

第4章 施策の展開

1. 成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 前期計画の成果と課題

前期計画では、福祉施設で暮らす人のうち、5人が地域での生活に移行し、施設の入所者も1人削減することを目標に掲げました。しかし、実績は、施設から地域での生活に移行した人は無く、逆に福祉施設への新規入所者が2人増えるという結果になりました。その理由として、居宅介護サービス等、地域で生活するための基盤や支援が少ないことがあげられます。一方、前期計画中においては地域移行支援に係る相談支援実績があり、アンケート調査においても地域で住みたいとする人がいることが明らかになったことから、地域生活への移行ニーズは底堅いものがあると考えられます。そのため、地域で生活していくための基盤や支援の整備が本計画での大きな課題といえます。

項目	令和2年度 (2020年度) 未目標	平成30年度 (2018年度) 実績	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績見込	実績累計
福祉施設入所者数	51人	53人	54人	54人	
地域生活移行者数	5人	0人	0人	0人	0人
新規施設入所者数	4人	1人	1人	1人	3人
入所者削減見込数	1人	▲1人	▲1人	1人	▲1人

(注) 入所削減見込み数は平成28年度(2016年度)末実績(52人)からの削減数。

② 今期計画における取り組み

本市では、前期計画は達成できませんでしたが、国の基本指針に即し、令和元年度末(2019年度末)時点施設入所者54人のうち3人が令和5年度末(2023年度末)までに地域生活へ移行することを目標とします。また、施設入所者の削減については、1人削減することを目標とします。目標達成のため、進捗状況を把握した上で富津市障害者総合支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図れるよう努めていきます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標と目標値】

項目	成果目標	令和元(2019)年度末 福祉施設入所者数	富津市の目標値 (令和 5(2023)年度末)
地域生活移行 者数	令和元年度末時点の施設入 所者の 6%以上	54 人	3 人
施設入所者数	令和元年度末時点の施設入 所者の 1.6%以上削減	54 人	53 人

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	見込数
訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数	P 44 に記載
生活介護の利用者数、利用日数	P 47 に記載
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数	P 47 に記載
就労移行支援の利用者数、利用日数	P 47 に記載
就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数	P 48 に記載
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数	P 48 に記載
自立生活援助の利用者数	P 50 に記載
共同生活援助の利用者数	P 50 に記載
地域移行支援の利用者数	P 51 に記載
地域定着支援の利用者数	P 51 に記載
施設入所支援の利用者数	P 50 に記載

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、制度の持続可能性を維持しながら、誰もが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

① 前期計画の成果と課題

前期計画では精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての関係者からなる協議の場を設置することを目標に掲げましたが、市単独での設置は困難であることから、君津地域 4 市共同での設置について協議を重ねてきました。しかし、合意形成に時間を要したことから、計

画通りに協議の場を設置することができませんでした。なお、協議を継続し、令和3年度(2021年度)の設置に向け準備を進めています。

項目	令和2(2020)年度末目標	実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	1箇所	未設置

② 今期計画における取り組み

本市では、君津地域4市共同で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場となる「君津圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議（仮称）」を令和3(2021)年度に設置し、順次目標設定等の取り組みを進めていく予定です。

また、長期入院患者の地域移行や地域定着支援等については、千葉県目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進の啓発などで、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるための取り組みの充実に努めることとして、目標値は設定しません。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	目標値
精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	316日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	県設定項目
精神病床における早期退院率	県設定項目

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

年度	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	3	3	3
同協議の場への関係者の参加者数(人/年)	0	2	4
同協議の場における活動計画と目標設定回数(回/年)	1	1	1
同協議の場における評価の実施回数(回/年)	—	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数(人/年)	P 51 に記載		
精神障がい者の地域定着支援の利用者数(人/年)	P 51 に記載		
精神障がい者の共同生活援助の利用者数(人/年)	P 50 に記載		
精神障がい者の自立生活援助の利用者数(人/年)	P 50 に記載		

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

①前期計画の成果と課題

前期計画では障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるための中心的役割を果たす地域生活支援拠点を整備することを目標に掲げて取り組みましたが、計画通りに整備を進めることができませんでした。令和3年(2021年)4月に設置する基幹相談支援センターをコーディネート役として、市内福祉関係事業者等が連携して体制を構築する面的整備により、令和3年(2021年)4月の整備に向け協議を進めています。

項目	令和2(2020)年度末目標	実績
地域生活支援拠点の整備	1箇所	未整備

②今期計画における取り組み

本市では、地域生活支援拠点を令和3年4月に整備する計画となっており、整備後は速やかに活動計画と目標を立案・設定し、自立等に関する相談や、1人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会と場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくり等、自立を希望する人への各種支援を進めます。

また、活動指標については、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数となっていることから、一体のものとして記載します。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標・活動指標】

項目	見込数	富津市の目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域生活支援拠点設置数	1箇所以上	1箇所	—	—
地域生活支援拠点の運用 状況の検証及び検討	年1回以上	同拠点の活動計画と目標設定回数(回/年)		
		1	1	1
		同拠点の評価の実施回数(回/年)		
		—	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①前期計画の成果と課題

前期計画では福祉施設から一般就労に移行する人数を2人、就労移行支援事業の利用者数を6人、そして、就労定着支援事業による1年後職場定着率を8割とすることを目標に取り組んできました。

富津市障害者総合支援協議会就労支援部会において各企業へ向けて障がい者の特性の理解促進

などを行い、一般就労への移行先が拡大するよう取り組んでいること等が奏功し、一般就労移行者数及び就労移行支援事業の利用者数ともに、計画値を上回る成果を上げました。今後も引き続き就労者数の拡大に努めていきます。また、就労定着支援事業については、平成30年度の利用者実績がありませんでしたが、令和元年度は1人、令和2年度（2020年度）は複数の利用実績がありました。今後の成果が期待されます。

項目	令和2 (2020) 年度末目標	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	実績累計
一般就労移行者数	2人	2人	7人	2人	11人
就労移行支援事業の利用者数	6人	6人	11人	7人	24人
就労定着支援事業による 1年職場定着率	8割	—	—	10割 (1/1)	10割 (1/1)

(注) 令和2年度（2020年度）は見込み値。

②今期計画における取り組み

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	令和5（2023） 年度目標	令和元 (2019) 年度実績	富津市の目標値 (令和5(2023) 年度末)
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数	令和元（2019）年度実績の1.27倍以上	7人	10人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	令和元（2019）年度実績の1.30倍以上	3人	4人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	令和元（2019）年度実績の1.26倍以上	0人	1人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	令和元（2019）年度実績の1.23倍以上	4人	5人
就労移行支援事業等を通じた就労定着支援事業の利用率	70%以上	14% (1/7)	70%以上
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上	—	70%以上

本市の産業特性を活かし、農福連携事業、または農林漁業の第6次産業化の取り組みにおける障がい者雇用の創出等の検討を進めます。

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	目標値
就労移行支援の利用者数、利用日数	P 47 に記載
就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）から一般就労への移行者数	成果目標と同様
就労定着支援の利用者数	P 48 に記載

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

①前期計画の成果と課題

前期計画では、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指し、以下の表の項目について取り組んできました。

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業は、既に整備がされており、また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については令和元年度（2019年度）に、さらに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、令和2年度（2020年度）に開設となりました。一方、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については未設置ですが、令和2年度（2020年度）中の設置に向け、医療機関や事業所などの各方面と調整しています。

項目	令和2(2020)年度末目標	実績
児童発達支援センター	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援事業	開始	開始
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	未設置

②今期計画における取り組み

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	令和 5(2023) 年度末目標	富津市の目標値 (令和 5(2023) 年度末)
児童発達支援センターの設置	1 箇所以上	1 箇所
保育所等訪問支援体制	整備	整備
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所以上	1 箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所以上	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	配置

成果目標の達成のための富津市の活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	富津市の目標値		
	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
児童発達支援の利用児童数、利用日数	P 53 に記載		
医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	P 53 に記載		
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	P 54 に記載		
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	P 54 に記載		
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	P 54 に記載		
障害児相談支援の利用児童数	P 54 に記載		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数 (人/年)	1	1	1

圏域に設置済みの「きみつ愛児園」において児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業を実施しており、今後もこれを維持すること、また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、安定的した事業所運営が実施されるよう支援していきます。一方、放課後等デイサービスのサービスの充実への要望が高いことから、事業者と協議しながら整備を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規目標）

本市では、令和3年(2021年)4月に相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを開設し、取り組みを開始します。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターの設置
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	

成果目標の達成のための富津市の活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
総合的・専門的な相談支援	開始	継続	継続
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言（件/年）	12	12	12
同事業者を対象とした研修の実施（件/年）	2	2	2
同事業者との困難事例に関する検討会議の開催（回/年）	6	6	6

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規目標）

障害者総合支援法の理念や具体的内容を理解すると共に、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することができるように質の向上を図ることを目的に、取り組みを強化していきます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	目標値
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制構築	情報共有・研修の場の設置

成果目標の達成のための富津市の活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
県が実施する研修会への延べ参加者数（人/年）	28	56	56
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業者との共有・指導（件/年）	2	2	2

(8) 発達障がい者等に対する支援

本市では、ペアレントメンターの資格取得者を増やすこと及びピアサポート活動の周知のため、積極的な広報活動に取り組みます。

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、次のような活動指標が設定されています。

【活動指標】

項目	富津市の目標値		
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人/年)	10	20	20
ペアレントメンターの人数(人/年)	3	4	5
ピアサポートの活動への参加人数(人/年)	—	2	4

2. 重点施策

本計画においては、基本目標、並びに成果目標の達成のため、前期計画の成果や課題、アンケート調査結果等を踏まえ、次の5つの施策をいきいきふつつ障がい者プランにおける重点施策と位置付け、取り組みを強化していきます。

(1) 居宅サービスの体制整備

①取り組みの概要

地域生活への移行を可能とするためには、何よりもまずその支援体制の整備が必要です。前期計画期間中、地域へ移行する人が現れなかったのも、地域での生活を支えるサービス基盤が不十分であったことが大きな要因としてあげられます。

そこで、本計画では、まずは地域での生活を可能とするための居宅サービスの充実を図ります。また、施設からの一時帰宅者に対しても、何らかの形で居宅サービスを利用可能とし、地域で暮らしていくことへの不安感をできるだけ低減するように努めます。

項目	現行値	令和5(2023)年度末目標
市内の居宅介護サービス事業者数	7	9
市内の重度訪問介護サービス事業者数	7	9
市内の訪問入浴サービス事業者数	0	2

②目標達成のための方策

既存のサービス事業者に対して事業の拡大を働きかけることはもちろん、市内の介護保険サービス事業者に対して障害福祉サービスへの参入を働きかけることに加えて、新たな事業者の確保の検討を進めます。

一方、君津地域4市共同で、圏域として居宅サービスを整備するといった視点からの方策も検討します。

(2) チャレンジドオフィスの調査・研究

①取り組みの概要

アンケート調査では、特に、精神障がいや知的障がいの人を中心とした就労ニーズが高いことが明らかになりました。しかし、実際にはなかなか民間企業等への就労までには至っていないのが実情です。

そこで、障がいのある人の就労支援を一層強化するため、市が障がいのある人を率先して雇用し、行政業務を障害のある人と市職員と一緒に遂行しながら、民間企業等への就労を目指す「チャレンジドオフィス」の調査・研究を進めます。

項目	令和 5(2023)年度末目標
チャレンジドオフィスの調査・研究	結論

② 目標達成の方策

市と富津市障害者総合支援協議会就労支援部会とが連携し、先進自治体の事例を調査するとともに、視察などを行って実情の把握に努め、ノウハウや条件整備などの研究を共同で行います。

(3) 本人の視点を重視した支援の展開（自発的活動支援事業）

① 取り組みの概要

障がいのある人が自立した暮らしを営むことができるようにするには、障がいのある人にとっての社会的障壁を取り除くことが必要であり、そのためには、障がいのある人の視点を一層重視したまちづくり、地域づくりをさらに進めていくことが重要となっています。

そこで、障がいのある人やその家族が中心となって集まり、自らの体験や希望、必要としている支援等について語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、あるいは暮らしやすい地域のあり方を一緒に考える場を設置し、そこでの意見を実際の支援やサービスの展開に繋げる仕組みを作ります。

年度	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
本人や家族と語り合う場の開催（回/年）	1	2	3

② 目標達成の方策

富津市障害者総合支援協議会が開催する交流会や、障がい者団体や家族会が開催する情報交換会等の機会を通じて、本人や家族等にとっての今後の生活のあり方やどのような支援ニーズがあるのかといった課題について行政や事業者等と語り合い、希望を実現するためにどのような支援等が必要、かつ実現可能であるかを検討します。

(4) 相談支援体制の強化による引きこもり対策

① 取り組みの概要

アンケート調査で明らかとなった引きこもりの心配のある人への対策を講じるための取り組みを開始するためには、まずは実態の把握に努める必要があります。

そこで、基幹相談支援センターや地域での身近な相談相手でもある区長や民生委員等との連携体制の構築を目指します。

項目	令和5(2023)年度末目標
地域との連携体制を構築している区の数(区)	107

②目標達成の方策

市や基幹相談支援センターが中心となり、区長や民生委員などの地域資源との連携体制を構築し、アウトリーチ的な活動も含めて引きこもり対策への取り組みを開始します。

(5) 理解促進研修・啓発事業の強化

①取り組みの概要

障がいへの理解を深めることは、障がい福祉政策の根幹となる重要な取り組みです。アンケート調査では、現在もなお3割近くの方が障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験があると回答しており、障がいへの理解促進・啓発事業を更に強化していく必要があります。

そこで、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会と連携し、部会が開催している勉強会「あったかふつつエンジョイトーク」への参加者の増加を目標に取り組みを強化します。また、障がいへの理解を深めるための市内の学校への福祉教育プログラム提供も随時行っていきます。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
あったかふつつエンジョイトーク参加者数(人/年)	40	50	60

②目標達成の方策

あったかふつつエンジョイトークについては、広く市民を対象として開催することとし、案内を市の広報やホームページ等に掲載し、参加を募ります。また、学校への福祉教育プログラム提供については、市内の全学校への配布を行い、活用を促していきます。

3. 障害福祉サービスの今後の見込みと展開方策

いきいきふっつ障がい者プランでは、計画期間における各障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みや見込量の確保のための方策を定めます。必要な量の見込みは、前期計画の実績、アンケート調査結果、成果目標との整合、サービスの特性などを総合的に勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスです。

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援護を包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。

②前期計画期間の概況

居宅介護については、一月当たりの利用人数は概ね計画通りに推移していますが、利用時間が計画よりも少なくなっています。これは、一人当たりの利用時間が計画を下回っていることを意味しています。その要因として、事業者が少ないために十分なサービスが提供されていないのではといった理由が考えられ、サービス提供体制の整備が大きな課題といえます。一方、行動援護について

は概ね計画通りに推移していますが、令和2年度（2020年度）の実績見込みについては、新型コロナウイルスの影響等により、利用が手控えられている状況です。また、同行援護は計画を上回って推移していますが、令和2年度（2020年度）の実績見込みについては、行動援護同様、新型コロナウイルスの影響等により、利用時間が短くなっています。

③ 今期計画の課題

訪問系サービスは地域での生活を支える基盤として、引き続き、重要サービスと位置づけて整備を図ることが求められます。居宅介護は、事業者が少なくサービス提供体制の整備が大きな課題といえます。また、特に同行援護については、今後の需要（利用時間）拡大も見込まれるので、ボランティアの活用も検討することが必要です。さらに、地域への移行促進を見据え、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は、サービス提供体制の確保について、改めて検討することが必要です。

④ 実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
居宅介護	利用時間 (時間/月)	見込み	1,893	1,923	1,954	1,505	1,566	1,626
		実績	1,592	1,405	1,333			
	利用人数 (人/月)	見込み	101	100	99	99	103	107
		実績	99	103	84			
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)	見込み	0	0	0	0	184	368
		実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	1	2
		実績	0	0	0			
行動援護	利用時間 (時間/月)	見込み	16	15	14	14	14	14
		実績	18	13	10			
	利用人数 (人/月)	見込み	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
同行援護	利用時間 (時間/月)	見込み	71	75	75	88	113	151
		実績	81	127	63			
	利用人数 (人/月)	見込み	6	6	6	7	9	12
		実績	5	10	7			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

訪問系サービスの充実は第6期の重点施策として取り組む計画であり、本章2節(1)で述べた通り、事業者の参入促進に努めます。

また、同行援護については、今後の需要拡大も見込まれることから、ボランティアの活用方策についても検討していきます。

なお、重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、ニーズに対応することができない状況であることから、事業所との協議を実施するとともに、サービスを希望する人に対して、制度の周知を行います。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

日中活動系サービスは、日中の生活支援や自立に向けた就労支援のための訓練等を行うものです。

サービス名	概要
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、身体障がいのある人又は難病等対象者に対して、障がい者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職

サービス名	概要
	活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。 B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設や児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

②前期計画期間の概況

日中活動系サービスは、新型コロナウイルスの影響等により、令和2年度(2020年度)利用が手控えられているものが一部にみられるものの、概ね計画通りにサービスが提供されています。中でも、就労移行支援、就労継続支援(A型)は、順調に利用が進んでおり、特に就労移行支援は計画の約2倍の利用日数実績があるなど、利用者が就労移行に熱心に取り組んでいることがうかがわれます。また、自立訓練(生活訓練)は平成30年度(2018年度)に計画値の下方修正を行いましたが、令和2年度(2020年度)の利用日数は平成30年度(2018年度)の水準に回復する見込みとなっています。さらに、前期計画では利用を想定していなかった就労定着支援の利用者が現れていることも大きな成果です。令和元年度(2019年度)には1人で10か月の利用の実績があり、また、令和2年度(2020年度)にも複数人の利用見込みがあることから、成果目標の達成が期待されます。

一方、就労継続支援（B型）は利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移していますが、これは本章1節（4）のとおり、一般就労への移行が予想を大幅に上回っていることが反映されていると考えられます。

③ 今期計画の課題

生活介護は恒常的に利用されており、引き続き重要サービスとして位置づけて整備することが必要です。就労移行・就労継続支援については、アンケート調査結果では就労希望は高まる傾向にあるため、受け入れ先の確保や就労後のフォローのための就労定着支援の活用を含め支援を強化していくことが重要です。しかし、本市には就労移行支援及び就労継続支援（A型）事業所が無く、需要の高まりに対応するため、早急に整備を図っていくことが必要です。また、就労継続支援事業所においては、利用者が行う仕事の内容について、本人の長所を活かし、かつやる気や能力を引き出せるような環境の整備や雰囲気づくりなどへの一層の工夫も必要と考えられます。その他、療養介護、宿泊型自立訓練も重要サービスであり、また、短期入所は介護者のレスパイトにも資するので、更なる受け入れ態勢の整備が求められます。

④ 実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
生活介護	利用日数 (日/月)	見込み	2,867	2,890	2,913	2,983	3,021	3,059
		実績	2,885	2,904	2,982			
	利用人数 (人/月)	見込み	144	146	148	157	159	161
		実績	147	150	155			
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日/月)	見込み	32	32	32	30	30	30
		実績	40	29	24			
	利用人数 (人/月)	見込み	4	6	6	5	5	5
		実績	6	5	5			
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (日/月)	見込み	83	40	40	84	84	84
		実績	69	44	71			
	利用人数 (人/月)	見込み	8	4	4	4	4	4
		実績	7	2	4			
就労移行支援	利用日数 (日/月)	見込み	65	63	61	153	153	153
		実績	83	113	133			

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
	利用人数 (人/月)	見込み	3	5	5	9	9	9
		実績	5	8	7			
就労継続支援 (A型)	利用日数 (日/月)	見込み	45	112	112	160	180	200
		実績	119	132	144			
	利用人数 (人/月)	見込み	2	6	6	8	9	10
		実績	6	7	7			
就労継続支援 (B型)	利用日数 (日/月)	見込み	1,885	2,060	2,251	1,700	1,717	1,734
		実績	1,721	1,641	1,682			
	利用人数 (人/月)	見込み	104	112	120	100	101	102
		実績	98	95	99			
就労定着支援	利用日数 (日/月)	見込み	0	0	0	3	4	5
		実績	0	1	3			
	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	3	4	5
		実績	0	1	3			
療養介護	利用人数 (人/月)	見込み	3	3	3	4	4	4
		実績	3	3	3			
短期入所 (福祉型)	利用日数 (日/月)	見込み	349	372	396	261	270	279
		実績	258	232	181			
	利用人数 (人/月)	見込み	27	29	31	29	30	31
		実績	27	28	12			
宿泊型自立訓練	利用日数 (日/月)	見込み	70	40	40	60	60	60
		実績	39	52	59			
	利用人数 (人/月)	見込み	3	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。網掛け箇所は平成30年度(2018年度)に計画値の見直しが行われたもの。

⑥ 取り組みの方向性

本市における日中活動系サービスは比較的充実しており、今後も事業者への各種情報提供を通じてサービスの利用拡大に対応していくよう、不足しているサービスの開始も含め働きかけを行っていきます。また、増大する就労ニーズに応えるため、就労継続支援事業者に対し、就労移行及び定

着支援サービスを一括して提供する体制づくりへの取り組みを促すなど、一般就労へつながりやすい新たな方策の検討を事業者と連携して進めます。

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援があり、日常生活能力の向上に向けた支援を行います。

サービス名	概要
自立生活援助	施設入所支援等を利用していただ障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

②前期計画期間の概況

施設入所支援は概ね計画通りに推移していますが、共同生活援助は計画を上回る速さで利用が進んでいます。ただし、共同生活援助については、施設に移った人もいるのが実情です。一方、自立生活援助については利用実績が無く（計画もゼロ）、地域への移行という点で課題が残っているといえます。

③今期計画の課題

グループホームや居宅サービス等、地域で生活するための基盤や支援が少なく施設を利用せざるを得ない実態があります。また、グループホームについては利用者の高齢化への対応策の検討が必要です。さらに、在宅で暮らす人についても親の高齢化に伴いグループホーム等へのニーズが高まってきており、その対策が必要となります。その他、自立生活援助については、地域に移行するための居宅サービス等の整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自立生活援助	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	0 (0)	0 (0)	1 (1)
		実績	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)	見込み	74	76	78	98 (33)	107 (38)	117 (43)
		実績	76	81	90			
施設入所支援	利用人数 (人/月)	見込み	55	55	54	54	54	54
		実績	54	57	54			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

()内はうち精神障がい者の利用人数。

⑤取り組みの方向性

今期も地域への移行を進める観点等から、共同生活援助は中心的なサービスであり、今後も安定した提供を継続していけるよう、相談支援事業所と連携して情報収集・共有に努めます。一方、自宅等への移行を進めるため、本章2節(1)で述べたとおり、居宅サービス事業者の参入促進に努めます。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

①サービスの概要

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、各関係機関と連携しながら計画的な支援を行うものです。

サービス名	概要
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	障害福祉サービスの申請等に係る障がいのある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画(案)」を作成します。また、障がいのある人が、サービス等利用計画が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、「サービス等利用計画」の見直しや変更を行うとともに、関係者との連絡調整を行います。

サービス名	概要
地域相談支援	地域での生活に移行する障がいのある人及び地域に移行した障がいのある人を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

②前期計画期間の概況

計画相談支援は、令和元年度（2019年度）までは見込みを大きく下回っていましたが、令和2年度（2020年度）にはモニタリングの徹底が浸透したことから、計画を上回る利用があります。一方、地域相談支援は利用実績が少なく、地域への移行には、なお課題が多いことを示唆しています。

③今期計画の課題

今後、計画相談支援へのニーズは更に高まることが予想されます。また、利用者の多様化・複合化する課題に対し、必要とするサービスを的確、かつ効果的、効率的に提供することができるよう、計画相談員の人材確保及び資質向上がより一層必要となっています。一方、地域相談支援は、自立生活援助同様、地域に移行するための基盤整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
計画相談支援	利用人数 (人/年)	見込み	770	870	900	1,080	1,096	1,112
		実績	635	745	995			
地域移行支援	利用人数 (人/年)	見込み	1	1	1	2 (1)	3 (1)	3 (1)
		実績	1	1	3			
地域定着支援	利用人数 (人/年)	見込み	0	0	1	0 (0)	0 (0)	1 (1)
		実績	0	0	0			

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

() 内はうち精神障がい者の利用人数。

⑤取り組みの方向性

今期は、基幹相談支援センターを中心とした市内の相談支援体制を整備し、相談対応の質の向上を含め、サービスの一層の強化を図ります。

(5) 障がい児通所支援、障がい児相談支援

①サービスの概要

障がいのある児童に対し、将来の自立した生活を実現するため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

サービス名	概要
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがあり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
医療的ケア児に対する コーディネーターの 配置	医療的なケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を市単独、または圏域に配置します。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童または保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画(案)」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証・見直しを行い、計画の変更や関係者との連絡調整等を行います。

② 前期計画期間の概況

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、概ね順調に利用人数を伸ばしています。しかも、計画を上回って推移していることから、供給が需要に追いつかず、その結果、希望どおりのサービスが提供されずにいる懸念が指摘されます。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルスの影響等により、1人当たりの利用日数が少なくなっていますが、今後、サービスの提供体制を更に強化することが必要といえます。

また、保育所等訪問支援事業の実績が無い主な要因は、市が実施している療育等支援事業と重複しているため、利用者は、市の事業を利用している状況となっています。

一方、医療型及び居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでしたが、これはサービスを提供できる事業所が本市には無く、圏域においても極めて少ないことが原因であると考えられます。

③ 今期計画の課題

児童発達支援は、需要過多となっている状況から、更なる事業者の確保が必要であることに加え、児童一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が必要となるため、スタッフの拡充の検討が必要です。また、アンケート調査等では、特に放課後等デイサービスへの要望が多かったことから、当サービスの利便性の向上を含め、更なる整備強化が必要です。

医療型及び居宅訪問型児童発達支援は、サービスの提供体制の確保について検討することが必要です。

障害児相談支援については、今後も、多様化・複合化する状況に対し的確に応えられる計画づくりができるよう、計画相談支援同様、相談員の確保及び資質の向上を図ることが必要です。

④ 実績と今後の見込み

			第1期			第2期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
児童発達支援	利用日数 (日/月)	見込み	177	215	215	260	260	260
		実績	227	277	190			
	利用人数 (人/月)	見込み	11	12	12	20	20	20
		実績	16	23	21			
医療型児童 発達支援	利用日数 (日/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

			第1期			第2期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
放課後等 デイサービス	利用日数 (日/月)	見込み	583	600	600	700	700	700
		実績	552	614	689			
放課後等 デイサービス	利用人数 (人/月)	見込み	74	38	38	70	70	70
		実績	58	65	70			
保育所等 訪問支援	利用日数 (日/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
居宅訪問型児童 発達支援	利用日数 (日/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
医療的ケア児に 対するコーディネーターの配置	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	0			
障害児 相談支援	利用人数 (人/月)	見込み	7	8	9	14	17	20
		実績	10	12	14			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。網掛け箇所は平成30年度(2018年度)に計画値の見直しが行われたもの。

⑤ 取り組みの方向性

今期は、アンケート調査結果でも放課後等デイサービスの需要が高く、現在圏域では需要に対応できていますが、利便性向上の観点から新規事業者の参入の検討を行うなど、市内での受け入れ態勢の拡大に努めます。また、資格を有する人材を確保し、今期中に医療的ケア児に対するコーディネーターを配置します。

4. 地域生活支援事業の今後の見込みと展開方策

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

①事業の概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で直面する「社会的障壁」を除去し、地域共生社会の構築を目指すため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を活発化させ地域住民への働きかけを強化します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいがある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

②前期計画期間の概況

理解促進研修・啓発事業については、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会が中心となり、広く市民にも開かれた勉強会「あったかふつつエンジョイトーク」等を開催しています。障がいのある人本人からの講演も行うなど、市民への啓発に加え、地域の支援者・関係者等の知識向上も図りつつ、交流・研究の機会としても役立っています。また、中学生に対し障がいへの理解を深めてもらうため、福祉教育プログラムとしてDVDを作成しています。

一方、自発的活動支援事業は実績が無いのが現状です。

③今期計画の課題

理解促進研修・啓発事業は、障がいへの理解を深めるための重要な取り組みであり、今後も引き続き注力していくことが必要です。他方、参加者が少ない等の課題もあるため、勉強会の開催を広く周知する等も今後の課題です。また、学校教育の場における取り組みも一層進めていく必要があります。

自発的活動支援事業は、地域におけるニーズの掘り起こしのための本人の希望を公表できる場づくりなど具体的な方法を検討することが今後の課題です。

④取り組みの方向性

理解促進研修・啓発事業は、今期計画の重点施策として位置付けている学校への福祉教育プログ

ラムの提供と「あったかふつつエンジョイトーク」（本章 2 節（5）理解促進研修・啓発事業の強化）の取り組みを中心に展開していきます。その他にも、講演会の開催等を通じて啓発活動を展開していきます。

また、自発的活動支援事業についても、重点施策である「本人の視点を重視した支援の展開」（本章 2 節（3））を中心に取り組んでいきます。

（2）相談支援事業

①事業の概要

障がいのある人、障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人（児童）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター （機能強化事業含む）	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。また、相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸アパート・マンション・一戸建住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。
富津市障害者総合支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムを構築し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

②前期計画期間の概況

保健・医療・福祉・教育・就労、そして生活など多岐にわたる障がい福祉に関する相談に的確に対応できるよう、福祉の窓口課や相談支援事業所がワンストップで各種相談に対応しています。精神保健福祉士や社会福祉士といった専門職を配置し、また、関係機関とも連携しながら、関係者への働きかけ・調整や最適なサービスへと繋げていくなど、課題の解決に当たっています。また、公民館等においても月 1 回のペースで障がい福祉なんでも相談室を開設し、障がい福祉に係る相談を広く受け付けています。

③ 今期計画の課題

今後も相談員の人材確保や資質向上を図り、ますます多様化、かつ複合化する課題に対して的確な助言を行い、解決に導いていけるようにすることが課題です。なお、相談支援事業所が前期計画期間中に受け付けた相談内容は、「住まいの場について」、「生活費について」、「日中の活動について」、「仕事について」が中心となっています。今後、これらの相談内容を踏まえながらサービスの提供体制の整備を進めていくことも求められます。

④ 取り組みの方向性

令和3年4月に本市の実状に合わせて基幹相談支援センターを一般相談支援事業と一体のものとして設置します。関係機関とのネットワーク構築・連携強化を図りつつ、成果目標(本章1節(6)相談支援体制の充実・強化等)の達成を目指して取り組みを進めていきます。住宅入居者等支援事業についても基幹相談支援センターでの実施の検討を行います。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

① 事業の概要

知的障がいや精神障がいのある人等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を必要とする人への制度利用に関する支援を行います。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

② 前期計画期間の概況

成年後見制度利用事業については、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）にそれぞれ1件ずつの市長申し立てを行いました。また、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方への費用助成については令和2年度（2020年度）から支払いを実施しています。一方、成年後見制度法人後見支援事業については、社会福祉協議会が「ふつつ後見支援センター」を設立し、法人後見事業を開始しています。既に12件の法人後見を受任しており、被後見人の権利擁護に努め

ています。そのほかにも、成年後見に関する相談事業や市民後見人の養成、成年後見制度の啓発事業等が実施されています。

③ 今期計画の課題

今後は成年後見制度の利用が必要な人が増加することが見込まれるため、成年後見制度利用事業の充実が必要です。成年後見制度法人後見支援事業についても、成年後見制度利用事業等を通じて、ふつつ後見支援センターの活動を支援していくことが求められます。

④ 実績と今後の見込み

年度			第1期			第2期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
成年後見制度 利用支援事業	利用人数 (人/年)	見込み	1	1	1	1	2	2
		実績	1	1	0			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

⑤ 取り組みの方向性

成年後見制度利用支援事業は利用実績が少ないものの、潜在的なニーズは多いと考えられることから、いつでも対応が可能となるように情報の収集や市職員の知識の習得に努めます。また、成年後見制度法人後見支援事業については、引き続き、社会福祉協議会と連携し、ふつつ後見支援センターの活動を支援していきます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

① 事業の概要

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。また、手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

② 前期計画期間の概況

手話通訳者派遣事業は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度（2020年度）の利用が減少していますが、それでも派遣人数は計画を上回っています。一方、要約筆記者派遣事業は、令和元年度（2019年度）に本市での初めての利用がありました。

③ 今期計画の課題

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように態勢整備を続けることが重要です。また、手話奉仕員養成研修事業では、近年受講者が減少してきているので、受講者を増やすための制度の周知や啓発活動等の対策が求められます。

④ 実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話通訳者 派遣事業	派遣件数 (件/年)	見込み	11	10	9	11	11	11
		実績	13	9	6			
	派遣人数 (人/年)	見込み	7	7	7	15	15	15
		実績	17	12	8			
要約筆記者 派遣事業	派遣件数 (件/年)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	0			
	派遣人数 (人/年)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	3	0			
手話奉仕員 ※1 養成研修事業	受講人数 (人/年)	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	1			

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

(※1) 第5期の見込み値を講座の開催回数から、受講人数に変更。

⑤ 取り組みの方向性

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように態勢整備を継続していきます。一方、手話奉仕員養成研修事業は、受講者を増やすため聴覚障がい者団体やボランティア団体と連携して制度の周知や啓発活動等の強化に努めます。

(5) 日常生活用具給付等事業

①事業の概要

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活における利便の向上を図ります。

サービス名	概要
日常生活用具給付事業	日常生活上の利便向上を図るため、重度障がいのある人に対して、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

②前期計画期間の概況

用具ごとに多少の差異はありますが、全体的に概ね計画どおりに推移しているといえます。なお、排せつ管理支援用具は、給付規模としても大きいことから適正な給付を行うためにも計画を適宜見直していくことが必要です。

③今期計画の課題

日常生活用具給付等事業については、申請内容を厳格・公正に審査し、速やかに給付が行われるようにすることが重要です。また、介護保険制度との併給に関しては、制度の周知に努めて、適正な給付が行われるよう整理することが求められます。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件/年)	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			

自立生活 支援用具	利用件数 (件/年)	見込み	9	4	4	5	5	5
		実績	6	2	6			
在宅療養等 支援用具	利用件数 (件/年)	見込み	1	4	4	10	10	10
		実績	6	10	10			
情報・意思疎通 支援用具	利用件数 (件/年)	見込み	3	3	3	4	4	4
		実績	6	2	5			
排せつ管理 支援用具	利用件数 (人/年)	見込み	117	119	121	107	106	105
		実績	111	118	108			
居住生活動作 補助用具	利用件数 (件/年)	見込み	3	3	3	2	2	2
		実績	3	1	1			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。網掛け箇所は平成30年度(2018年度)に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

引き続き、制度の周知を図り、障がいのある人の日常生活における利便の向上に努めます。

(6) 移動支援事業

①事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

②前期計画期間の概況

移動支援事業については、令和元年度(2019年度)は台風等の自然災害、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルスの影響等により、減少傾向で推移しています。

③今期計画の課題

移動支援事業については、今後も堅調な利用が見込まれます。しかし、市内にはサービス事業者が少ないことから、今後は利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で対応すべく新たな担い手の確保が必要です。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	見込み	444	438	432	483	483	483
		実績	483	434	307			
	利用人数 (人/月)	見込み	40	40	40	50	50	50
		実績	50	34	23			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

事業の担い手の確保に向けて、既存事業者への事業拡大の働きかけと併せて、本章2節(1)と同様に検討を進めます。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

① 事業の概要

地域活動支援センター機能強化事業では、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいの特性に応じた作業指導及び生活訓練、社会生活及び家庭生活に必要な学習及び指導を行います。

サービス名	概要
地域活動支援センター Ⅰ型事業	主に精神障がい者等を対象に医療・福祉および地域社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成を行います。
同Ⅱ型事業	身体・知的・精神障がい者・難病患者を対象に機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを行います。
同Ⅲ型事業	身体・知的・精神障がい者・難病患者を対象に創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図り、地域生活を支援します。

②前期計画期間の概況

全体的に計画を下回って推移しています。特にⅢ型事業は、見込みと実績の差が大きくなっています。

③今期計画の課題

Ⅰ型事業は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につながる取り組みとなりま

すので、今後も積極的に利用を促すことが必要です。Ⅱ型事業は、生活介護や自立訓練等、同種のサービスが展開されていることから、利用者の希望に沿ったサービスの選択を適切に行うことが必要です。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域活動支援センターⅠ型事業	利用人数 (人/月)	見込み	5	10	10	7	9	9
		実績	11	9	7			
同Ⅱ型事業	利用人数 (人/月)	見込み	13	13	13	5	5	5
		実績	11	9	5			
同Ⅲ型事業	利用人数 (人/月)	見込み	14	17	20	7	7	7
		実績	8	6	7			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。網掛け箇所は平成30年度(2018年度)に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

利用者の意向や特性等を踏まえながら最適なサービスが提供されるよう、事業者からの相談対応や情報共有を適宜行うなど、今後も利用者が快適に過ごせる事業所づくりを支援していきます。

(8) 任意事業

①事業の概要

本市では地域の実情や利用者ニーズに対応するため、次のような任意事業を実施または検討します。

サービス名	概要
生活ホーム事業	心身に障がいのある人で、自立した生活を望みながらも、様々な事情に良い困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、世話人が日常的な生活援助を行います。
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行

サービス名	概要
生活ホーム事業	心身に障がいのある人で、自立した生活を望みながらも、様々な事情に良い困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、世話人が日常的な生活援助を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進する事業です。
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週2日）や市内保育所（園）・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスを行い、その児童の発達を支援します。
訪問入浴サービス事業	身体障がい者・障がい児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することを通じ、在宅での生活を支援する事業です。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がいをもつ人等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行うものです。

②前期計画期間の概況

任意事業の利用実績は、全体的に計画を下回って推移していますが、底堅い利用ニーズがあることがうかがえます。

③今期計画の課題

今後もサービスの必要性等を踏まえながら計画を立案していくことが求められます。

なお、生活ホーム事業はその役割を終えたので、共同生活援助、または施設入所支援を受け皿に発展的に解消する予定です。また、知的障害者職親委託制度事業は、事業終了後に本人の就業状況と定着状況、生活状況をアウトカムとして評価を行い、施策の効果を高めることが重要です。

一方、巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）の来所人数が増加傾向となっており、ニーズに対応するため、事業拡大を図る必要があります。さらに、訪問入浴サービスや雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業については、利用ニーズを把握し、整備を進めることが必要です。

④実績と今後の見込み

			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
生活ホーム事業	人/月	見込み	1	1	1	0	0	0
		実績	1	1	0			
知的障がい者職 親委託制度事業	利用件数 (件/年)	見込み	3	3	3	2	2	2
		実績	2	2	2			
日中一時 支援事業	利用時間 (時間/月)	見込み	279	307	337	270	293	315
		実績	239	236	175			
	利用人数 (人/月)	見込み	36	37	38	38	38	38
		実績	39	36	24			
自動車改造費 助成	利用件数 (人/年)	見込み	2	2	2	1	1	1
		実績	1	1	1			
運転免許取得費 助成	利用件数 (人/年)	見込み	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	1			
巡回支援専門員 整備事業(療育等 支援事業)	来所人数 (人/年)	見込み	79	78	77	80	80	80
		実績	63	67	74			
	巡回訪問回数 (回数/年)	見込み	24	27	30	19	19	19
		実績	19	19	18			
訪問入浴 サービス事業	利用人数 (人/月)	見込み	—	—	—	24	24	24
		実績	—	—	—			
重度障がい者等 就労支援特別事業	利用人数 (人/月)	見込み	—	—	—	0	0	1
		実績	—	—	—			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応していきます。特に、日中一時支援事業は家族の一時的な休息を図るサービスであり、第2章2節(2)⑩の支援者への支援のための重要なサービスであることから、周知を図るとともにサービス事業者と協議し内容の充実に努めていきます。また、巡回支援専門員整備事業(療育等支援事業)は、事業委託先の千葉県社会福祉事業団が令和3年度(2021年度)末に解散となることから、新たな委託先の選定を優先して行い、その後に事業拡大についての協議を進めます。一方、訪問入浴サービス事業は、事業開始に向け市内の介護保険サービス事業者に対し事業の拡大を働きかけていきます。

富津市障害者総合支援協議会の基本機能

機能	概要
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信。
調整機能	地域の関係機関等によるネットワークの構築困難事例への対応のあり方に関する協議・調整。
開発機能	地域の社会資源の開発・改善。
育成機能	構成員の資質向上の場としての活用。
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開。
広報機能	協議会の取り組みの市民への広報、障がいに対する市民への理解促進・啓発事業の展開。
評価機能	公平な視点からの検討。
計画策定機能	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び進行管理。

2. 庁内関係部署の連携強化

いきいきふっつ障がい者プランは、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境、まちづくり・道路交通など広範囲にわたるため、庁内関係部署による連携体制を確立し、総合的、かつ効果的に事業を円滑に実施するための調整に努めます。

3. 国や県、君津地域4市との連携

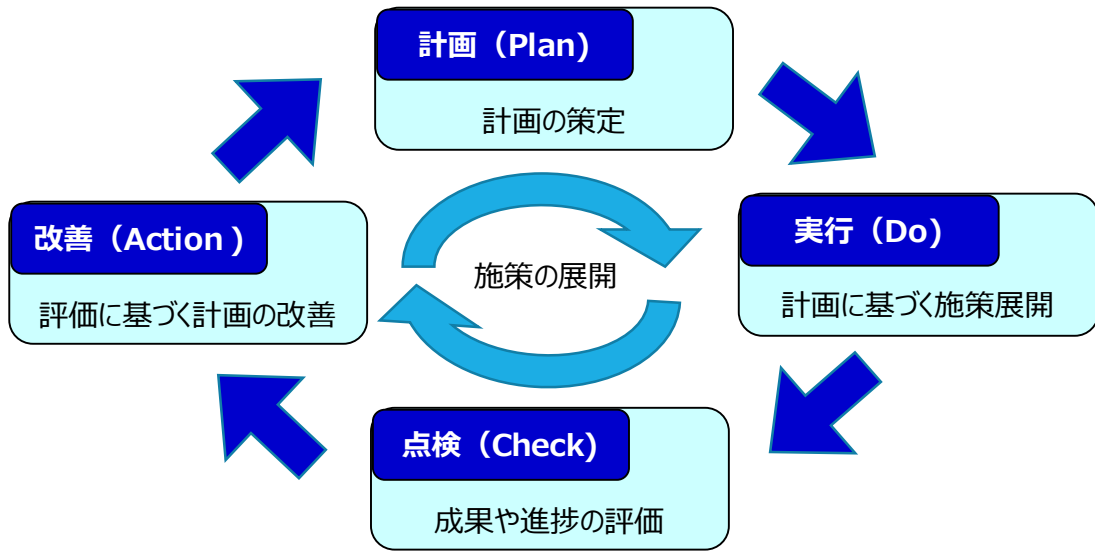
計画の推進にあたっては、今後、制度が改正されることなども想定されるため、国や県から情報を収集しながら、状況の変化に応じて施策を柔軟に展開していきます。

また、専門的な知識を要するケースや広域的に対応することが望ましい取り組みなどについては、県や君津地域4市（木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市）で適宜、情報交換や協議を行い、4市での共同実施等、適切な連携態勢を構築して対応します。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

いきいきふっつ障がい者プランは、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するためにPDCAサイクル（事業計画（Plan）⇒事業の実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し・改善（Action））に基づき、取り組みを進めます。障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況のほか、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標、居宅系サービスの整備等の重点施策について、富津市障害者総合支援協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、その計画の見直しを行います。

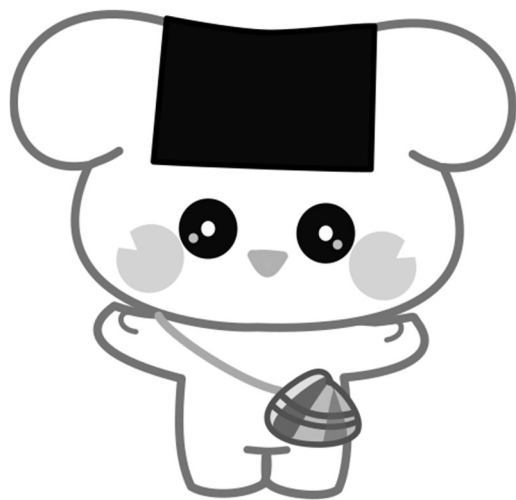
P D C Aサイクルによる計画の推進



資料編

次の資料を掲載する予定です。

- ・ 富津市障害者総合支援協議会設置要綱
- ・ 富津市障害者総合支援協議会委員名簿
- ・ いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会設置要綱
- ・ いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会委員名簿
- ・ 計画策定の経過
- ・ 用語解説



富津市障害者総合支援協議会キャラクター のりちゃん